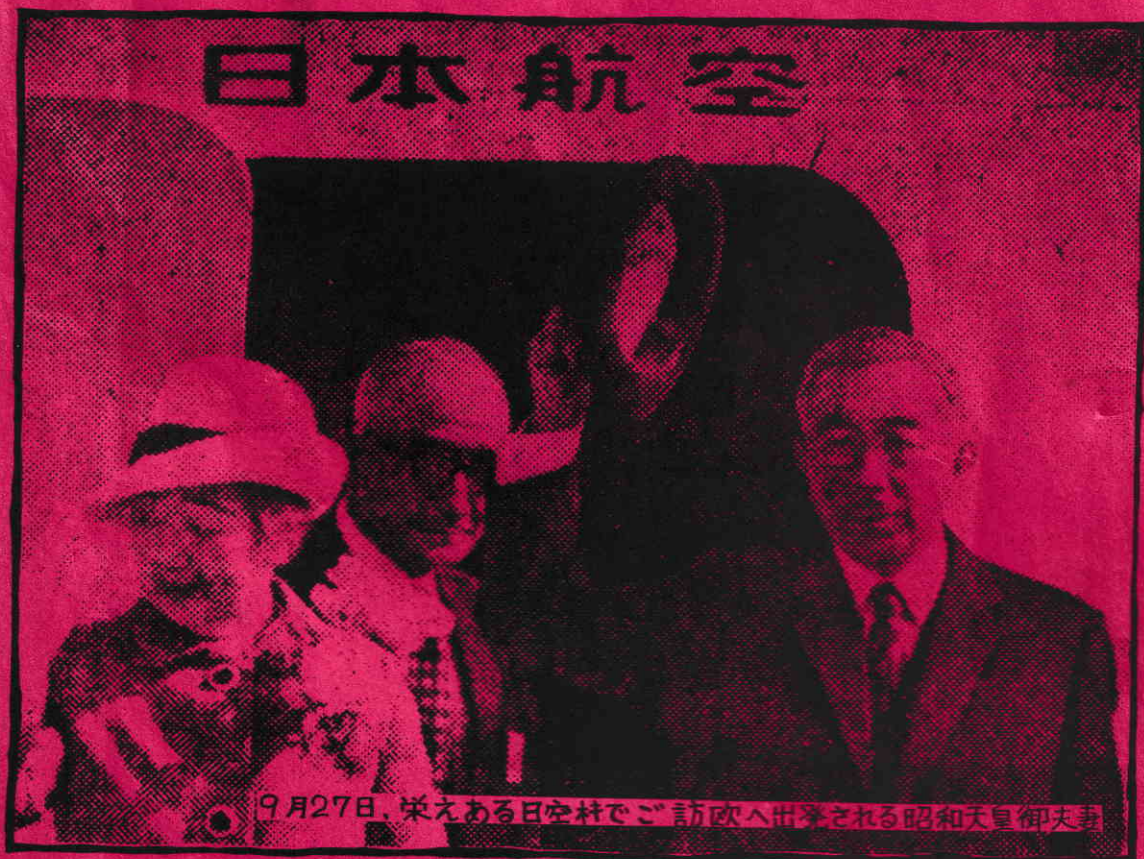


# F-02

HI-JACK  
才判支援

日本航空



9月27日、栄えある日空村で訪欧へ出発される昭和天皇御夫妻

よど号HI-JACK才判支援委

# 目

# 次

|     |                                                   |                |      |
|-----|---------------------------------------------------|----------------|------|
| (一) | ハイジャック裁判が始まった                                     | 淀号 H・J 裁判支援委員会 | (2)  |
| (二) | 《公判の傍聴報告》                                         |                |      |
| (A) | 私は傍聴制限を拒否する                                       | ものゝへ ながおき      | (6)  |
| (B) | ハイジャック闘争による全人民的成果を断乎防衛し、更なる世界革命戦争への糧に止揚せよ／(第一回公判) | 榎原 良           | (8)  |
| (C) | 「公判傍聴記」など書きようがないじゃないか／(第二回公判)                     | 川口 敦子          | (12) |
| (三) | 《四「被告」からの所信表明》                                    |                |      |
| (A) | 日本Ⅱ世界社会主義革命戦争の新たな地平を切り拓け／                         | 赤軍兵士 塩見 孝也     | (13) |

|     |                        |            |      |
|-----|------------------------|------------|------|
| (B) | 公判にあたっての所信と我々の任務       | 赤軍兵士 高原 浩之 | (25) |
| (C) | 革命戦争の赤熱の炎で荒野を焼きつくせ     | 赤軍兵士 上原 敦男 | (29) |
| (D) | 敵の反革命攻撃を全人民の総力を以って打ち破れ | 赤軍兵士 川島 宏  | (36) |
| (四) | 《治安弾圧レポート No. 2》       |            |      |
|     | 傍聴制限に対する弁護人の申入書        | よど号事件弁護団   | (42) |
| (五) | 《公判資料》                 |            |      |
|     | 求釈明事項書                 |            | (47) |
| (六) | 《特別寄稿》                 |            |      |
|     | 人民の手で赤色救援会を復権せよ／       | もっふる社事務局   | (51) |

## ハイジャック裁判が始まった！ 公判闘争の報告と問題提起

△はじめに▽

七月一日、「淀号ハイジャック裁判」は、被告、弁護団の所信表明を以て、公判廷での闘いの一步を踏み出した。公安当局、裁判所の法廷内外にわたる弾圧・妨害の中で、私達……余名の結集をもって、獄中四被告との熱い結集を勝ち取った。接見禁止のついた一年有余の拘留の下で、恐らくハイジャック闘争後始めての大衆的な場(?)に「登場」した四人の被告達は、一人四十分前後にわたる所信表明を、堂々と展開した。(パンフ後半に収録) ハイジャック闘争の正当性と勝利を確認し、革命戦争の時代の任務を提起し、自らも長い長い獄中生活を赤軍兵士として生き、減えるという決意が表明された。傍聴した七十数名は、拍手と、「世界革命戦争万才」「赤軍万才」で呼応した。彼らの健在を確認し、激励すると同時に、むしろ私達の方こそ激励されたのである。

ついで二十二日第二回公判が指定されたが、当日は傍聴席が法廷に入る以前に裁判長の無茶苦茶な訴訟指揮によって大混乱し、ついに被告・傍聴者の結合は果されなかった。その直前、二十日に被告全員の接見禁止解除を勝ち取った。第一回公判への百余名の結集、さまざまな救援活動者の抗議と情宣活動など反弾圧戦線の力として

評価しなければならぬ。

そして今、十月七日、十一月十八日には第三回、第四回の公判が予定されている。冒頭意見陳述の準備が進められているが、本年末あたりから……冒頭意見陳述が開始されるであろう。帝國主義者の合法的テロル・処分としての裁判である以上、捕われた戦士を人民全ての財産として守り、かつ、先駆の弾圧に対決する中から、階級的攻防の質を明確にし、宣伝・暴露し、味方を獲得し強くしてゆくという裁判闘争の原則性を実践せねばならない。今までの二回の公判過程を総括すると、まず、私達の宣伝、組織の不十分さがある。支援委の強化・拡大をこの秋に賭けてゆかねばならないだろう。

この秋には、更に、十一月四日の塩見氏破防法裁判を始めとして、  
●裁判、12・18赤塚交番襲撃闘争裁判など、支援体制の困難性をもちつつ、革命戦争派の裁判が続く、真岡・武器奪取から、6・17明治公園、七月・九月三里塚を経た今、マスコミは次のようになっている。「爆弾闘争の時代」、闘争の論理から戦争の論理へ」……。「革命戦争」が、真に人民内部に定着するのに対して、ブルジョアジーはセンセーショナルに「認知」しているのだ。彼らのヒステリックで虚無的な「認知」は、即ち社会からの排除、タブー化として

である。権力による物的排除から、人民の抵抗力を奪うという形に至るブルジョアジーの総合的な人民支配の戦略は、一層厳しくのしかかるだろう。——合法的圧殺としての重罪適用の裁判、保安処分機動隊、右翼の白色テロルなど肉体の圧殺・物理的排除・拘束から

そして全ゆる差別・抑圧構造を温存し、強化しながら、国家の中の他者「非国民」を生み出し、「日本国家」への統合に従わな者は「過激派」から「開発反対の農民・市民」に至るまでそこに放り込むといった「人民の抵抗力を弱める」もので。

又、この秋は、沖縄入管・自衛隊として日帝の海外侵略政策との対決点が登場する。そしてそれは、そのための社会再編「日本国家」「日本人民」への再編・統合として反映するだろう。

支援委は、H・J裁判の側からは支援委の拡大・強化を追求し、治安弾圧監視の主体として定着することを追求するだろう。そして、反弾圧・差別解体の運動と、具体的な支援、共闘を獲得してゆかなければならない。(自立社、もっふる社、各支援委との相互媒介、強化)。

### (一) 公判方針をめぐって

個々の公判の形態・内容(公判方針)を決めてゆく場合、三つの側面が考えられる。(一)長期拘留、接見禁止にあっては、公判廷は被告と大衆の大きな結合の場であり、他方、半合法下での党派の公然たる政治宣伝の場であること、(二)刑法法をも拡大、曲解して重罪適用し処分しようとするところから具体的な問題として最大限防衛すること、(三)裁判所の訴訟指揮として現われる弾圧に対決すること。(更に対決から、防衛(味方の強化)を勝ちとること)付言すると、これらの問題はどれも法廷の場に限定され得ないもの、むしろ当日

日の公判に至る過程の中で闘い(全体的階級攻防の情勢、反弾圧の大衆的力量など)に左右されるものである。

H・J裁判に於いては、二つの戦争の路線が対決している——

人民の戦争と帝國主義者の戦争が。どのような罪状で裁こうとも実質に於いてそうである。ブルジョアジーからするところの「敵」の合法的な消滅戦という「軍事裁判」の側面である。ポリビアのドブレ裁判を模範とする(一)と(二)に集約された側面である。一方、現代日本のH・J裁判は「完成された」軍事裁判ではなくて、そういう機能を強くしつつある裁判、軍事裁判化しつつある「裁判」である。

実質的に暴力で支配しながら、「法の權威の回復を」(三里塚警官殺害に対して日本ブルジョア政治委員会)というこの社会は、国家統合に向けた社会再編という決壊物的支配構造をもたざるを得ない。

それは、国家、市民社会の中に「他者」を合法的に、又、半合法的に(差別・抑圧)に産み出す。彼らの言葉に従えば「法を否定するものに法の適用は受けさせない」ことを「法によって」行なうのだ。

その一方で、「日本国家」への再編、統合というイデオロギイ的結集軸を少しづつ明確にさせながら、抑圧、管理を強化するのだ。この支配構造、決壊物の解体「我々の陣型」の創出こそ、(三)から(一)に向かうベクトルである。

### (二) 第一回公判方針

H・J裁判に於ける接見禁止、傍聴制限、看守問題は、対司法との対決・反弾圧(三)の領域)の中でも先駆的なものである。だが、第一回公判の獲得目標を次の点に於いた。即ち、一年有余の拘留・接見禁止下の被告との結合と政治宣伝(前述(一))として全面的に支

淀号H・J裁判支援委員会

援すること（法廷外での情宣を含めて）。所持品については私達の方で自主管理し、身体検案にしほり、それを拒否して入ることを追及する。傍聴を獲得する前提。裁判所の弾圧が、行政執行機関の管理強化の追認という形をとる場合、公判当日の追及では決定的に不十分である。しかし、弾圧の空洞化と実質防衛のために、現場での創意工夫のある抗議行動を展開すること。そして、今後の反弾圧、弾圧監視の運動を呼びかけることであった。

情況の共有のために若干報告に移りたい。（傍聴記、弁護団の申入書を参考にされたし）

### （三）第一回公判

その日公判に結集した私達を真先に待ち受けていたのは地裁周辺をパトロールする機動隊と地裁一階ロビー及び玄関前広場にたむろしている私服数十名であった。

次に私達が直面したのは、地裁刑事五部裁判長、地裁所長名による、傍聴人に対する所持品制限及び所持品検査を行うこと並びに開廷中の傍聴人の再入廷の禁止を主旨とする掲示であった。

さて傍聴券の配布は、玄関入口ドアの所に、長机で一人通れるほどの、いわばバリケードを築き一人一人嚴重な手荷物チェックを行い、更に庁舎内といえば、法廷は七階にあるのだが、エレベーターを五階でストップさせ、七階段の踊り場と廊下の間を防火シャッターで遮断した。そこには約十名の地裁警備員と二名の婦人警官が居り、入廷者に対して所持品検査と身体検査―即ちボディチェックと

ハンドバック検査を彼ら流に断固として行った。それを拒む者は機械的かつ暴力的に入廷を阻止されたのだ。

### （四）第二回公判

第一回と同じように露骨な警備体制が私達を待ち受けていた。前回では、身体検案に対する反撃が充分でなかったことから、七階入口で倒着した者から追及を始めた。ところがもの十分もたたないうちに、警備責任者「石原」は、「一時三十分までに入らない者には裁判長命令で構外退去」を宣言した。後数分である。情況の急転回にあって、裁判長のこの訴訟指揮に対する方針を立てる間もなく全く機械的に、三十分キッカリ、例の地裁警備員、機動隊員の實力行使。傍聴制限以前に、予想を越えてアツ氣にとられるような訴訟指揮に對して、自然発生的に執拗な抵抗が続けられ、七階から一階の間で相当数のものが機動隊から暴行をうけ、足首ネンザ、足指の爪の剝離、打撲が続出した。この日はそれ以降、実に奇怪であった。私達がやっと庁舎外に排除された段階で、裁判長による退去命令の執行停止の指示が、機動隊の指揮者に届いたこと。法廷で弁護団が追求した結果の執行停止であるが、それを私達に伝達し協議しようとした弁護士をも、奴らは庁舎に排除してしまったのだ。更に不思議なことには、排除された私達は五十六名で、法廷の定員が七十数名であるため、五十七以降の十数名のみの傍聴を認めたこと。何のための執行停止なのか。更に奇怪としか言いようのない事は、混乱にまぎれて法廷内に次々と十数名もの私服が入ったこと。彼らの傍聴券はどうなっており、どこから入ったのか？この無茶苦茶な指

揮に對して、法廷内では被告団―弁護団が厳しく追及したが、例の如く一方的な閉廷宣言によって、結局被告団と私達の結合は果し得なかった。その間、地裁前で私達は討論集会をもち、当日の総括、今後の方針について意見を交換した。

### （五）尾行等の問題

閉廷の後も敵の警備体制は続行する。特に党派関係の者に対しては、第一回公判終了後のことだが、会議のあと外に出たところを取り囲まれて暴行を受けているし、二回目は、彼らの入った食堂の周囲は、文字通り包囲されていた。又、たまたま車で来たA君の場合、車の所有者に對して再三再四のいやがらせ的な私服の「訪問」があったし、B君の場合、帰省先にまで、その筋の「訪問」があった。これ以外にもまだあるだろう。

裁判所の直接かけてきた弾圧、「傍聴制限問題」と「看守問題」について整理しておこう。

### △看守問題Ⅰ

被告全員が拘留中である場合、拘留所からくっついてくる看守の配置が常に問題になる。看守―被告―看守という看守のサンドイッチ配置は行なわれないと裁判長は云ってきた（折衝過程で）。ところが、当日になってサンドイッチ配置に変更した。被告―弁護団の追求の前に、その変更が拘留所の指示（＝被告の身柄の管理）によるものであることが、裁判長自身の「釈明」によって明らかになった。

これでは被告人は法廷での細かい対応などについての討議や意見の記録ができないし、併合裁判の前提をなす思想的理論的に突込んだ議論なども不可能となってしまう。二十四時間を個に断され監視されている被告にとって、法廷の場でのこうした国家の監視つきの規制は、重大な、防禦権の侵害である。ここにも司法が行政・執行機関の云うがままになり、それを正当化する役目を果している姿が見られる。

### △傍聴制限問題Ⅰ

東大裁判の三月十七日加藤一郎証人尋問の公判以来、傍聴人に対する所持品の制限（＝荷物預り）がなされている。そして今、H・J裁判に於いて、そのとき憂慮していた事態に到達した。即ち、「法廷入口で所持品の検査をする」ということである。所持品の検査とは機能的には身体検査であり、法的には身体搜索ということに他ならない。これは憲法・刑法にいうところの適法な令状なしには搜索できないということを著しく無視しており、法廷警察権、訴訟指揮権の強権的乱用である。

又、「開廷中の退廷者の再入廷を禁ずる」という決定も、従来の慣例であった傍聴券の廻り持ちを不可能とする。廻り持ちという、「できるだけ多くの人々に裁判を公開する」という原則を正面から否定するものである。これでは開廷中トイレにも立てない。身体検案の回数を少なくするという「管理上の問題」からなされており、事実、第一回公判では弁護団からの再三の休廷要求を拒否し、一度の休廷もなく続行したのだ。

即ち、搜索令状なしの身体搜索という不当な弾圧を甘受し、その屈辱に耐えることが「傍聴人」に要求されるのだ。東大裁判以降、「法廷秩序」の維持の名の下に、問答無用！傍聴人はもとより、被告人、更には弁護人までも退廷させ、国家の側の人間（＝裁判官と検察官）によって進め、判決すら下すことは決して異常なことではなくなった。それが今、そもそも入廷し傍聴するという事自体に、不当な弾圧がかけられてきたのだ。彼らの側からいえば「屈服した者」しか入廷させないという弾圧が。

しかし私達は今、外の世界ではこうした捜検が全く一般化していることを集会、闘争の際に体験している。我々の「屈服」は全面的であり、根底からのものである。又、私達は裁 注に対して

#### △公判の傍聴報告▽

### 私は傍聴制限を拒否する

地裁玄関で例の通り並ばせられて待っている。玄関に掲示があった。この法廷の傍聴者は荷物を裁判所で預る、その上「所持品検査」をするという。所持品検査とは何か。一種の身体検査で、ポケットの中などを調べるのだらう。搜索令状なしで逮捕もされていないものの検査ができるのか。そもそも違憲である。

傍聴者の世話をしている人に、自分はそのような検査を受ける理由がない。裁判を公開する意志がないと考える、どうしても「所持品検査」をするなら自分は入廷しないと申し出た。並んでいる人の

随分サッパリしている。法が元々そうであることが分かって余りどうということはない。問題なのは、何故、今、このようにむき出しになってきたのか、それは何故赤軍派に対してであるのか、ということであるだろう。

(完)

始めの方でもふれたように、「赤色救済会の復権に向けて」を提起している「もっぶる社」とは、解放闘争戦士を人民の共有財産として守り、闘うという点で一致した。共闘、相互媒介を進めたい。もっぶる社は、共同情宣などセンタI的機能も持っている。H・J殺判関係の情報も集中して欲しいと思う。又、パンフFの全国的な発送・販売も致します。

ものへ ながおき

間で簡単に討議がなされ、傍聴人側で荷物は預かる。身体検査を拒否すると決った。

傍聴人側で荷物を預るということは行なわなかったらしい(注：荷物の自主管理は実行しました△支援委▽)。入口にテーブルで一人ようやく通れるほどの通路をあげ、囲りに延吏が私服巡査が蟬集していた。

自分は荷物がなかったのでそのまま通った。玄関広間は私服と廷吏でぎっしり埋っていた。

七階に着くと階段踊り場からの出口をやっと一人通れるだけ開け、そこにメガネをかけた屈強な男が体を横にして立ちふさがっている。

前に着いた人があふれて、その男と押問答している。開廷中の傍聴人の再入廷させない、といったことに關してらしい。トイレに行きたい場合はどうするかという詰問が婦人から出ている様子。生理的な要求が生じたら傍聴の権利を失うということを平気で言っている訳である。

そこを通してから「所持品検査」をするらしい。だが、押問答をしている間に、あとから来た事情を知らない人がどんどん入ってゆくの、この場合は自然におさまって解決にならないまま皆入り始めた。中では「所持品検査」なるものを行っているらしい。

以下その屈強の男(A)と私の押問答

私：どういふ根拠で身体検査をするのか。

A：所長の権限でやる。

私：日本国憲法を知っているのか。令状なしでそんなことはできない。

A：いや出来る。

私：許されていない。主権者たる我々が許さない。

A：出来るからやる。

私：自分は国民として憲法を守らねばならない。そういう不当な検査を受けることは出来ない。傍聴の権利を放棄することもできない。自分は検査を受けずに入る。

A：入れない。入れるものなら入ってみなさい。

私：どうしても検査したいなら裁判官から令状をもらってきなさい。

A：令状はいらない。

私：私が必要なのだ。この横角でつくるのだから、お手製の令状で済むんだからすぐもらってきなさい。

A：そういう必要はない。

私：それなら(私は)検査を受けずに入る。(押し入ろうとして屈強氏に押し戻される)

私：君は私の主権者としての権利を奪えると思っているのか。君を告訴するから名前を言いなさい。

A：ああ、いくらでも告訴して下さい。

私：名前を言いなさい。

A：東京地裁警備課長 石原……。

私：ニシハラ？ イシハラさん？ 私を入れなさい。

(押し入ろうとして再び突き飛ばされる)

私は憲法第十二条、国民の基本的人権を保持するための「不断の努力」を果たすべく、検査をあくまでも拒否するにしかずと考えた。あの相手ではスモウにもならない。ともかく引きとることにした。

七一年七月十三日

(注) (タイトルは支援委の責任で付しました。)

## ハイジャック闘争による全人民的成果を断乎防衛し 更なる世界革命戦争への糧に止揚せよ

樫原 良

権力の恐怖と狂気の前に、実質的破防法攻撃にさらされていた獄内外の赤軍戦士が、革命の戦士と人民的成果を見守る、数多くの市民、学生と固く団結し、遂に七月一日、東京地裁に於て高らかにその勝利を確証し、北朝鮮に飛んだフェニックス作戦の英雄を讃え、困難な状況で、しかし乍らそれは百万言もの無駄を論じてではなく、たつた一度の武装闘争によって獲得された「具体化された国際主義」の人民的成果を、ブルジョアジーの反撃から断固防衛することを共に誓い、以後の法廷闘争を、全ての革命戦争の維持、永続化に向け、たものとして勝ち取ることを確証した。

七月一日、午前十時半、既に地裁前には十余名の傍聴人が並び、周辺には鋭い視線が交叉し、私服刑事の徘徊、機動隊の巡回と、異様な空気が流れていた。そして、権力のかいらいとして前置に位置した司法権力側の、異常な迄の傍聴制限は、一切の所持品を禁止しハンドバッグの中までも、という身体捜査を行なうものであった。この事実からも、ブルジョア階級は日・日闘争後、一年以上の長き

に亘って闘争圧殺を持続し、人民の前からこの事実を、この成果を消去し、精算させようと攻撃して来ていることは明らかであろう。しかし、敵が強くなれば味方もまた強くなる。我々は所持品の人民的管理を行なった。

午前零時半、長蛇の列が傍聴へと進んだ時、地裁は整理の為と称して長机を持ち出し、私服と地裁職員によって、一人一人がやっと通れる程に、通行規制を行なった。

「ここで一杯です」まだ二〇余名の同志友人が残されてしまった。五一名は七階へと急ぐ。しかし、教育大生事件が七〇余名の入廷が認められて、我々は空席まで設けられて制限されたことを知らない。法廷用エレベーターも「本日は都合によって」五階までしか行かない。捕虜奪還作戦を急ぐ警戒の為の処置と判断した我々にも、七階階段に再度の牙が待っているとは思わなかった。

頑強に敵対する地裁司法権力と、その忠実な飼犬職員は、扉を細くして間口制限をし「一大ずつ、静かに、身体検査を受けることを条件とし」「用便であろうと、何であろうと一切再入法は認めない」

と強要した。勿論ハンドバッグも含まれ、女性の為の女子職員も配置して。そこで我々は長時間の押し問答をしつつ、突破しきれないまま戦士（被告）団との結合を優位に考え、この事実の法廷持ち込み、司法（裁判長）追及闘争へと前進すべく進撃した。

一時二十五分、法廷は報道陣も入って満員にはなったが、傍聴教には入っていない数ヶ所の空席を残したまま、法廷闘争は開始された。上原同志の天を突き刺すが如きの拳手と共に発せられた「裁判長、被告人の上原ですが……」によって、力強い勝利的未来を明示するが如き序章から。

更に同志は続ける「本裁判開始以前の問題として、被告人相互間両側の拘置所看守の退去を要求する……。」と、被告弁護団と裁判所の間の事前了解事項の一方的破棄を巡る攻撃は続く。

権力の警戒は厳しく、看守・被告・看守・被告と完全にサンドウイッチ規制。弁護人と被告の秘密裏の打ち合わせも、同志間の意志統一も円滑にはいかない。高原同志、塩見同志の相次ぐ追及、弁護人の刑事訴訟法二八七条を具体的に提示しての追及の前に、拘置所権力への屈服を露呈し、人定尋問以前の発言の禁止も、法廷開始以前の問題とした断固たる態度に後退し、傍聴席からの一致した追及に対する退廷命令という強権発動による反撃にかるうじてその威厳を深とうとするブザマな姿を、隠そうとすればする程露呈したのである。我々はこの退廷措置に対して、より以上の抗議をもって攻撃した。裁判長や陪席判事は、特定する事が出来ずただオロオロするのみ、その間にも被告・弁護団からの追及は続く。司法は一転して居直る。権力を持つ者は一瞬のうちに約変する。二時十分、人定尋問を終えなければ一切の発言を禁止する旨の告知のあと、被告・弁

護団の意志統一で看守の退去を断固要求。流石に司法も拒否し通すことも出来ず、否応なく看守の親玉は一時身を引くように指示する。内部の意見交換の後、塩見同志は、七月一日の第一回公判に於ける獲得目標は、全人民への遠大なる闘争に対する法廷に於ける宣伝、煽動の第一歩にあるとして、司法の訴訟指揮に屈服するのではなくして、あくまでも人民の側からの獲得目標を獲得し、次の段階に進ずるものとして、人定尋問といわれるものを受け入れると声明し、塩見議長自から述べ始める。「塩見孝也、職業はブルジョア社会の内部にはない。」と真向から対決し、誇らしく世界赤軍兵士であると宣言、国籍は、無国籍、続く高原同志、上原同志も、胸を張り、周囲の権力を微塵も恐れることなく異口同音に、世界赤軍兵士、赤軍派にあって万人に革命家であると認められるべく精進している者、世界プロレタリア人民と次々に答え、すぐさま川島同志から所信表明を開始した。フェニックス作戦の成功を勝利とし、北朝鮮へ飛んだ同志の、革命性、英雄性を讃え、権力の不当逮捕に抗議し、検察権力に安易に屈している司法に「一年以上にわたる不当長期拘留・接見禁止処分・固持を弾劾し、被告人・傍聴人に対する弾圧の撤回を求め、上原同志、高原同志へと言葉による弾丸は引き継がれ射ち続けられる。

四時過ぎ主任弁護士から休廷の要請。しかし乍ら、裁判長は再入廷の際の再度の身体捜査の困難性、時間的にも連続したい等と、弁護団の傍聴人の再入廷の当然の権利の主張、傍聴人弾圧の抗議弾圧撤回要求を退け、そのまま塩見同志の所信演説へと続く。しかし乍ら、便所へ行くのでも再入廷を認めないとは、何をどう血迷ったか狂気の沙汰としか思えない様がない。それならば、暗黒裁判の進行に従

って、法廷の中にトイレが出来、ファシズム裁判になれば、弁護人席と傍聴席は不要につき改造中とでも札を出そうとでも云うのか。我々は次回公判では戦術を駆使、断固自由なる傍聴を克ち護らねばならない。

塩見同志は、最初、思想転向のデマゴギーを真つ向から否定した。しかし同時に彼は、そういったブルジョア階級と、その走狗警察、更にブルジョアイデオロギーのハイエナの報道に、突付入るスキを与えたことを、大いに自己批判した。同志転向のデマに動揺したプロレタリア戦士や同志も、少なからずいた事ではあるが、彼は赤軍機関紙六号に於いて声明を発し、一月二十五日、日共革命左派と赤軍派が共同政治実会を催した時も、弁護士によってそれは否定せられ、七月一日三度目にして彼自身の口から、世界人民の前に明らかにされた。同志転向の報を、狂気して活字にした諸君！諸君は当然責任をもって、転向否定を活字にせねばならない。同志諸君！友人兄弟達！一切信ずるな、それはブルジョア新聞なのだ。謙虚な出だしの言葉は、怒りがこみあげて来るに従って、激烈なものとなって来る。

大菩薩は敗北した。しかし、フェニックス闘争は勝利した。巨常的な人民と武器、軍事の問題の追及が、6/7爆弾闘争をも引き起こすまでに、人民の中に浸透して来た。既に階級情勢は革命戦争の時代に入っている。そう認識することを故意に避け、蜂起一般で語る待期主義、右翼日和見主義を粉砕しなければならぬ。盟友日共左派の上赤塚作戦での柴野同志の戦死を、真に悲しむ事の出来るのは、彼等と我々だけである。百万言の言葉をあれやこれや並べているエセ革命家や党派は、一度の武装闘争で切り拓いた地平に引きず

日まで。少なくとも、H・J闘争の質が引き継がれ止揚されるまで。

金貨が法廷から引き揚げる時「赤軍万歳」の声が起る。拍手が沸く、喜びと新たな決意を抱いて我々は出た。

日比谷公園で総括集会を開く。七月二十二日、第二回公判に向けて情宣体制をはじめ、今後の方針を意志統一して、一応、そう一応その日は終わった。

最後に我々は、赤軍戦士が引用したゲバラの呼びかけに託して、より広汎な、労働者、市民、学生、農漁民が、支援闘争にあるいはまた革命戦争に結集されることを呼びかける。

もしも、二つ、三つ、いや、もっと多くのベトナムが、それぞれに割り当てられた死と巨大な悲劇をもって、日々のヒロイズムをもって、世界人民の増大する憎しみのむちの下で帝国主義の軍隊の分断を余儀なくさせるような反復攻撃をもって、地球を敵うとしたら、未来はどんなに近く、輝かしいものになるだろう！

もしも、我々が、われわれの攻撃にもっとも強固さと確実さを加えるために団結し、闘いの中に閉じ込められている人民へのあらゆる種類の援助を増大することが可能になれば、いかに未来はすばらしく、いかに近くなることだろう！

もしも、われわれが、世界地図の上の小さな点で、われわれの義務を果たし、いかに小さくとも、われわれの与え得るもの、われわれの生命、われわれの犠牲を闘争に捧げるならば、やがて、われわれの土地でなかったが、われわれの血でうるおして、すでにわれわれのものとなった小さな土地の上で、最後の息をひきと

り込むしかないものであり、その様な闘争は、赤軍と日共革命左派の同志的共同行動によって、真に荷負われて来たし今後もそうなるであらう。世界人民、とりわけ中国、ヴェトナムは、インドシナ地域に於いてアメリカ帝国主義とその取り巻を駆逐しつつあり、朝鮮民主主義人民共和国や、キューバは、世界革命戦争の出発地としての陣容を整えつつあり、アラブに於けるF.F.L.P.に代表される、人民ゲリラ軍の徹底した反帝革命戦争の維持、発展、アメリカ国内に見られる秘密文書の持ち出し曝露等、世界人民の国際的な成長と、世界革命戦争への煮つまりを示している。我々はここにおいて、日共階級闘争の新たな質を獲得し、プロレタリア階級の課題であった「具体化された国際主義」の内実を答えたフェニックス闘争の成果を、反革命の攻撃の下から防衛し、より多くの友人、兄弟達に伝え、その質を定着化されるべく、法廷での宣伝・煽動・曝露と、それ等と一体になった支援組織等を媒介として人民へ、という反暴体制を、より早く、より強固なものに打ち固めなければならない。現在の我々ブルジョア階級に裁かれようと、裁かれるべきは今裁かんとする者達である。我々は無罪である。たとえ、有罪であると宣告されようと、歴史はいつの日か、無罪を証明して呉れるのであろう。

そして塩見同志は、盟友日共革命左派を評価し同志や友人、兄弟達に、ゲバラを兄と思ひ、偉大な先達と仰ぎ、全ての人が、一人でも多く一日でも早く、武器をとって、革命戦争という、永続的・非和解的闘争に参加することを呼びかけた。

四時半過ぎ、一時間にも及ぶ彼の演説が終った時、その日の我々の共通の獲得目標を、共に獲得したという自覚があった。しかし乍ら、闘いはまだ続くのだ。そう、労働者階級が完全な勝利を納める

るといふようなことが起こり得るのだ。そこで、知らせよう、われわれはわれわれの行動の限界をはかつてあること、われわれは自分たちを、プロレタリアの大軍のなかの小部隊に過ぎないと考えていることを。しかしわれわれは、キューバ革命とその偉大な中心指導者から、世界のこの部分におけるキューバの態度からひき出すべき偉大な教訓を学んだことを誇りに思う。「人類の運命が賭けられている時、一人の人間あるいは一國の人民に止まる危険や払う犠牲が何んであろうか。」

われわれの行動のすべては、帝国主義に対する戦争への呼びかけであり、人類の最大の敵、北アメリカ合衆国に対する、全人民の団結のための叫びである。

どこで死がわれわれを急襲しようとも「われわれの闘いの叫びが、たとえ一つの聞こえる耳にでもとどくならば、そして、もう一つの手がわれわれの武器をとり上げるべく伸ばされるならば、さらにほかの人々が進み出て、機関銃のお喋りと戦闘と勝利のための新しい呼びかけで、われわれの葬送歌に加わるならば、死を、よるこんで迎えよう。

— チェ —

## 第二回公判（七月二二日）記

公判傍聴記など書きようがないじゃないか

川口敦子

公判傍聴記を書くように言われたけれど、書きようがないじゃないか。

一時からの傍聴券配布のところを十時から並んで、女の子のハンドバック以外は玄関で取り上げられ、令状なしの身体検査と所持品検査を強要されることに抗議していたところを、五十数名全員が庁外退廷になってしまったのだから。裁判長は、弁護人に傍聴人を説得させるようにということで、退去命令の執行を停止したとか。それを知らせに来た弁護人もモミクチャになって、全員七階から地裁前の歩道のところまで追い立てられた。あくまで所持品検査を拒んで青い制服につきまみ出されるか、屈辱に耐え妥協して被告の主張を聴くべきか……結論を出すまでもなく、私達のうちだれ一人廷吏、機動隊、看守入り乱れた七階廊下へすら登場できなかったのだから。七十二枚の傍聴券のうち、五十七番までは退去命令で「無効」、五十八番以降については傍聴させるということで、つれに應ずべきか。弁護団、被告団は全員傍聴させるよう交渉しているようだが、私達も地裁前で集会。ドサクサにまぎれて私服十数名が入廷しているという知らせ。全員の傍聴が認められない限り今日の審理に応じられないことを確認した。

傍聴は権利のはずだ。被告人、弁護人が強く希望している以上、公開は当然だ。見られて聴かれて都合の悪い裁判をする裁判官が居るなんて疑ったこともなかった私。

## △四「被告」からの所信表明▽

### 日本＝世界社会主義革命戦争の新らたな地平を切り拓け！

△一▽

公判を始めるにあたって、「所信表明」なるものを要請された。普通一般に所信表明なるものが、どのような意義をもち、どんな手続でなされてきたかは私の知るところではない。だが、今まで、革命闘争を闘ってきたとき、本公判をもって新たな革命戦争の旅程に入ろうとしている——それは、さし当って、余り嬉しくない、獄中闘争ということになるのだが——一赤軍兵士にとって、今後の任務を遂行するに当たっての決意を、「所信」に託して表明しておくことは、あながち無駄な作業とも言えない。我々の流儀に従って、我々流に、しかも私達にとって、基本的に不可欠なことを出来るだけ簡明にする努力をもって「所信」を述べることにしよう。

本公判に於ける、帝国主義・反革命者と私達との一風変わった特殊な戦争が展開されつつある。この裁判が外の革命戦争と反革命戦争にとって、決定的に思想的・政治的・軍事的に価値ある管制高地たる意義を有していることを今さら確認する迄もないかもしれない。我々四人は、光栄にも一年有余の捕虜化の状況にあっても、否むし

そういうえば、と第一回公判の様子を思い出す。いやにおどしめた裁判長で——東拘の、正確には刑吏というのかな、中にはやさしそうなおじさんもあるけど、被告を今にも踏みつぶしてしまいたいような堂々たる看守や、証拠のデッチ上げもほげ終え自信ありげな検察官などに左右前（後にはさすがに居ない）から見すえられ、法律的には確かに弁護人の言う通り、しかし、「左右前」の圧力に負けました、という調子で自分の言葉に苦笑している裁判長。あれでは私達にみつめられるのが恐いのかもしれないと思ってしまう。

一回目の公判では、一年余の接見禁止中にもかかわらず全員が元気に所信を述べているということだけで、ただただ感激し、闘った者に対して権力が、どのように犯罪人というレッテルを貼り、社会と分断していくのか、というところまではあまり考えなかった。傍聴人が妥協しても被告人の様子をみるのが目的であったと思う。淀号の闘いは、日本中を一喜一憂させた。いつもなら春眠をむさぼっているはずの人々も早朝からテレビにかじりついたし、テレビを見ていられなくなって、いらいらとバチンコの球を弾いていた人もいたし、日本中どこでもが淀号で一杯になっていた。

あんな大騒ぎから一年余り。確かに「犯人」たちは日本には居ないはずなのに、秘かに淀号事件の公判が始った。確かに九人の「犯人」は不在であるが、あの石田機長も、江崎副操縦士も、勇し「乗客達も、ひょっとしたら男新治郎先生も、当時を語るかもしれない。検察官によって、事実にくめられる意味を変えられて語らなければならぬとしても。

淀号の体験を再び人間として、四人の「被告」と共有したいという願いを助けようとする者は誰か。私達は、その者達をこそ見つめなければならない。

赤軍兵士 塩見 孝也

る時がたてば経つ程そうなのだが、尚彼我の日々厳しさを増す苛烈極まる戦端の狭間に置かれていることを肝に銘じているのです。それ故に、我々は昔風の牧歌的な裁判の幻想をただの一片も持っていないことも知って貰いたい。この裁判の根本的な性格は、二一世紀に向けた人間の光と暗黒の争いとして、正義と不正義の争いとして、帝国主義と共産主義の争いとして、日本人民の二〇世紀大半を経過する、過去の侵略、抑圧反革命の負債の負い方を巡っての全世界の血と涙の苦難の道を通って新しい型の人間に我々よりもはるか早く深く生れかわりつつある、世界——すぐれて、それは第三世界なのだが——に対して、日本人民が果たすべき任務の問題として総じて、人民革命軍兵士の態度に現われる思想性の問題として存在していること、又存在させなければならぬことを私達はしっかりと把みつつある。我々は、便々としてこの法廷を無罪要求と同情心を集める場にかえたくはない。そればかりか我々は無罪という言葉の意味するものこそ、追求するが故に、有罪を恐れないのです。我々は

ブルジョア以来の共産主義者の裁判闘争を知っている。一九〇五年の  
ペトログラード・ソヴェエト議長、トロツキーの示した勇氣、戦前  
の市川正一の毅然たる態度も知っている。又決して行なってはなら  
ない反面教師の模範としての、遠く太平天国の乱に勇名をはせた名  
將李秀成の清朝への恭順転向裁判を知っている。だが我々は、やは  
り我々の兄貴分たる筋金入りの途方もない並はずれた勇氣を示した  
フィデル・カストロのたった態度を模範にしたい。我々は、この公  
判を迎えるにあたって、七〇年代の人民革命兵士の蒙らなければな  
らぬ反革命裁判に向け、兵士がとるべき模範的態度と行動を、まず  
最初に行う用意と覚悟がある事をはっきりと意志表明しておきたい。

我々は六九年大菩薩敗北に於て、日本＝世界社会主義革命戦争の  
砲声を聞かせることに失敗した。だが、少くとも、我々が六九年目  
指したことの一部として、日・日闘争は、その精神的鉄槌を日本＝  
世界全土に向けブチ込んだ。かくて七〇年代への烽火があげられる  
ことによって、七〇年・七一年と年を追う毎に、社会主義革命戦争  
の胎動が開始され、日を追う毎に、数々の勇氣と犠牲に満ちた革命  
的武装闘争のうねりは昂まってきた。盟友・日共（革命左派神奈川  
委）の二つの偉大な交番襲撃、武器奪取闘争、そして六月の爆弾闘  
争と八派共闘の分裂、人民の武装闘争の波は間断なく続き、増々強  
力なものになってゆくでしょう。このような、両階級のしごきを研  
った争いに戦争の端緒期を荷った指導者達の法廷に於ける態度と、  
その思想性が、どんな影響力をおよぼすかを、我々はよくわきまえ  
ているつもりです。もちろん、このような関係は、単に法廷だけに  
とどまらないことは言うまでもないが、検事・判事達は、人間の尊  
厳、偉大さ、高潔さ、崇高、非利己性、誠実、勇氣、大胆、沈着等

ただ単なる強権的、軍事的攻撃は、彼等の不正義と破産の証明で  
しかない。我々がこの公判でめざすべきはかかる事態であることを  
重ねて表明しておく。

我々は、我々の全てを犠牲にして極刑を受け容れる覚悟を固め、  
全世界の抑圧された人民と我々が永遠にともにあり、革命戦争と、  
赤軍兵士等人民武装軍団を支持し、擁護し抜き、この態度と主張に  
於て誇り高く毅然とし、検事と判事を圧倒し抜くでしょう。革命思  
想の融媒を人民に投げかけ、そう、我々は、敵帝国主義反革命の  
「みせしめ攻撃」を人民革命軍兵士のとるべき模範的態度をもって  
打返してゆくでしょう。

そして、この公判闘争の眞の勝利についても触れておこう。この  
眞の勝利とは、我々が我々自身に課した任務を立派に果し内面的に  
豊かになり満足することであり、外の同志達の革命戦争が間断なく  
持続し他の逮捕された同志達が、我々の后に意を決し黙々と続いて  
くれることであり、この一連の行動の中に、現に今、共産主義思想  
と共産主義的人間が創出されていることを肌で感じとり、何年でも、  
何十年でも我々が持久してゆくことにあると思う。

## △二V

我々の公判闘争への勝利は明らかです。それは本来六月の爆弾闘  
争の成攻や、八派共闘の分解に示される徴候によって見事に表明さ  
れている。接見禁止で、真黒に塗りつぶされた新聞しか読まされて  
ない私は、この経過や成立がどんなものであったか、全く知る  
よしもない。ただ言えることは、同盟赤軍派と京浜安保共闘の盟友  
達を中心とする革命戦争統一戦線によって切り拓かれたつづある社会

の徳性に泥を塗り、やっきになって、その利己性、卑俗性、打算、  
偽善、非合理、卑屈を主張し、革命的武装行動を、世間知らずの青  
連の、単なる行動主義、投機主義、浅はかな自己主張等の問題に、  
置きしめ、結局、武装闘争が反人民的、反歴史的な行為たることを  
実証しようとするでしょう。

彼等にとって、ただただ被抑圧民族、人民の解放の為にのみ、革  
命的行動が非利己的に犠牲を恐れず、遂行されていることを認める  
ことは、彼等の世界観の崩れにつながり、かかる事実を人民に知ら  
せることは、何万丁、何百台の大砲を人民に与えることよりも危険  
なことだとよくわきまえているからです。

彼等のこの馬鹿げた恥知らずの論告が一定程度迫力をもっている  
かの如く映るのは、他でもない思想的・政治的・大義の旗の内容を  
前にして、被告達の通俗的な意味での生殺与奪の権を彼らが握って  
いるという単純明快なただ一つの理由によるのです。この攻撃に屈  
し、革命戦争と赤軍と同盟を擁護し得ず、なすべき任務を放棄し、  
動揺し、恥も誇りも失った時彼等のイデオロギーと極刑攻勢は革命  
勢力を動揺させ、意気阻喪させ、相互不信感を増幅し、武装勢力を  
孤立させてゆくでしょう。彼等は兵士や革命勢力に対してのミセシ  
メの目的を達するでしょう。このことを逆に言い換えれば被告達が  
この唯一の条件を打砕き、自己の思想に忠実で、誇り高く全世界の  
人民の犠牲になる覚悟を固め、実際にそれを実行するならば、彼我  
の闘争関係は様相を一変するでしょう。イデオロギー抜き、何の  
道義性もたない、頑腐的な極刑はほんの一部の日和見主義者の脅  
威にはなっても、大部分の人民を激昂させ、同盟と赤軍の威信を高  
め革命戦争の陣型と団結を一層強めてゆくでしょう。

主義革命戦争の偉大な事業が、新左翼諸派にどれ程の内面的告発を  
不断に突きつけているか、又彼ら自身の究極的運命が今問われつつ  
あることを――それは六九年以来可能な程度に引き延ばされてきたもの  
の――はつきり示していることです。そして七二年は益々、日本社会  
主義革命戦争のすう勢を本格的なものにしてゆくでしょう。我々自  
身の問題にしても、勝利の宣言をしておく必要があるでしょう。我々  
々は謂ゆる初期赤軍派の意義と限界が何であり、従って現在の同盟  
が何者にならなければならぬかを知っていることに於て、或いは逆  
のぼって、戦後革命の末期＝五〇年初頭の日本共産党の武装闘争の開  
始とその敗北、その後の度しがたい右翼的転換の根拠を説明しうる  
ことに於て、或いは、マルクス・レーニン以降の国際共産主義運動  
の武装闘争を経験して、或いは真に自己を革命軍人として把え  
られていない――従って勿論正しい資質をその中に萌芽しているの  
だが、一方では極めて一般的・空想的性格をも有している――意識  
状況からの総括の欠陥の問題として、理解しているが故に、我々は  
勝利するのです。そうであるが故に、煉獄の中で苦難の底にまで降  
り下ることによって、全世界の虐げられた人民の苦しみが理解し得、  
日本人民が全世界人民と日本人民自身に支払うべき負債の問題も理  
解したのです。

六九年前峰追求を契機にしてふみ込んだ革命戦争というもともと  
人民にとって根源的な社会活動の中にあつて、我々は我々自身の古  
さ、小ブル性をそぎ落し共産主義的に自己改造することつまり我々  
自身の共産主義兵士化を革命的行動とマルクス・レーニン主義・政  
掌階級闘争論の再把握・再構成とを通じつつ、実業しつつある。  
それはまず一方で、我々が過去、六九年前段階階起として死にもの

江いで追求した——当時我々にとって、69年は我々の全てであったのだ。かかる態度は、真に誠実な60年代から70年代を、永続的に革命に生きようとする革命家・兵士にとって、正当で当然のことだったのだが——その重さ、厳しさすらもが、70年代の革命戦争の遂行にあっては、日常的なせいぜい一つの戦術問題に過ぎなかったというこの確認であり、かつその日常的な革命戦争生活に耐え抜き、勝ち抜いてゆかねばならぬ決意を最低限の連帯とする確認から始められねばならぬし、実際始められたのであった。主客の真の転倒と客体への主体の能動化、客体の主体化の媒介は、共産主義者の革命軍人化と、これに体具される共産主義思想と革命的軍事問題なのである。かかる革命軍人の革命思想と革命行動が、20世紀か21世紀の共産主義へ改造してゆく本源であり、火花の集積なのである。

共産主義者の軍人化と、マルクス主義理論の軍事問題への結実、発展こそが、次の社会文化革命や、世界各国革命の同時的、二重三重の展開の拠点なのである。

マルクス主義は、もともと物質や自然に対する人間の主観的能動性を、マルクスの時代やレーニンの時代以上に、過渡期世界では強調すべきなのです。マルクス・エンゲルスのドイツ・イデオロギー、フォイエルバッハテーゼ、更にはレーニンの「唯物論と経験批判論」以上にこれを継承しつつも毛沢東の「矛盾論」や「実践論」のように否、それ以上に最近の中国文革時での毛沢東の諸発言——とくに5・7指示——、チェ・ゲバラの論文やベトナム労働党の政治・軍事論文に見られるように、「人間の物質や自然に対する反作用」の問題は強調されるべきです。このことが、客観主義の教条主義的「反映論」や、その対極の実践抜き観念の絶対化（ヘー

ゲル主義）、冷やかで生気のないスコラ哲学の相克を打ち破る道なのです。黒田の観念論の隠れみのは、武谷の「本質—実態—現象」の小ブル認識論と「ヘーゲルとマルクス」の単純反映論、模写論のヘーゲル主義的批判の中にある。客観と主観の関係を切り離し、本質論主義に陥り込み、経済学は人間労働という実態を捨棄した科学主義の分野に迎合してゆくのです。

これ等の唯物史観、唯物弁証法の現代に於ける再興の問題は革命的軍事行動の進展、これに内包的に発展する共産主義運動（社会・文化革命・世界革命）の進展が、そのメルクマールなのです。軍事行動を捨象しこれと一体の関連での共産主義Mを追求せず合法的な丸腰の「党」の中に共産主義を見出そうとする諸君や、或いは武装なき戦闘的大衆機関の共同体の中に共産主義を求める諸共産主義は全てニセものでしかない。幾ら資本論やゴータ綱領を比較検討しても、彼らは何一つ共産主義の何たるかをわかってないのです。マルクス主義哲学—共産主義は現実の実践として軍建設、隊内共産主義の問題として着手されるべきなのです。マルクス主義軍事論の核心は、彼がナポレオンと闘った独逸族軍人であることを抜にして、クラウゼヴィッツ「戦争論」の「精神的要素」の問題、（武器・自然・人間の表面的な数・等に対する）を捉えなければならぬ。このような軍事思想は、エンゲルスを発端にしつつ、レーニン、トロツキの蜂起、赤軍理論に派生的に発展したが、本格的には毛沢東によって一段階の完成をみザップや或いはカストロ、チェ・ゲバラ等によって今も発展しつつある。恐慌や戦争後の自然発生的な目的意識的にかは別にして、蜂起の軍事理論に対して（世界）革命戦争の軍事理論が完成されねばならないのです。それが始めゲリラ戦や遊撃

戦の習熟から始まるのは当然のことです。マルクス・レーニン主義の哲学は、それ自体の発展と同時に、その軍事理論に内容化され、実現されるべきなのです。自己の共産主義的改造—軍人化を開始している現在からみれば——勿論それを起点にし建軍—建軍と遊撃的戦争戦争を一体に展開している現在——我々の「過渡期世界」の把握万とその内容は、何とズボラで、解釈主義的で、高慢不遜だったことでしょう。それは、スターリン主義とトロツキズムが同一の小ブル性をもっていること。毛沢東主義やカストロ—ゲバラ主義が地方的な存在ではなく、現代世界の普遍的なマルクス・レーニン主義を継承させた存在だということに表現されている。我々は毛沢東主席やフィデルやチェを、父として兄として尊敬し教師と弟子との関係或いは兄弟の関係として自己を再規定すべきなのです。闘わないう口実をつくる為にアレコレのケチつけをし「井の中のカワズ」たる恥をかかないようにつとめるべきなのです。革命戦争であるが故にプロレタリアートが世界的に団結し、武装し、自らの国際根拠地を獲得しているが故に革命は社会革命—文化革命—世界—各国革命でなければならぬことは明白な現実です。だからこそ全ての党派は、共産主義—（軍事問題、社会文化革命、世界革命）として評価されてゆかなければならないことは明白なのです。この観点に立つ時、スターリン主義は勿論、トロツキズムも、全く反動的な革命であることは全く明白になるのです。何故ならば彼等は階級闘争の対し階級の理論たるレーニン主義を教条化し、スターリン主義の右翼性に対して、空語的に各国蜂起の総和としての世界革命を主張しただけであり、世界共産主義をめざす民族解放土地革命戦争、社会主義革命戦争、世界革命戦争の根拠地化に社会主義の建設を性格と

する、三プロットの有機的で、単一な、世界革命戦争と世界党—世界赤軍—世界Aの陣型を主張しているのでは全くないのです。彼等はいぜん蜂起主義なのです。そうであることを通して、戦争、党—軍建設、生産・教育・文化の一体的展開、世界革命戦争としての自国の革命戦争（社会・文化革命戦争）の推進に敵対するのです。これは后進国でまず証明され今、正に先進国に於ても証明されつつあるのです。変ったのはスターリン主義が完全に変質し、平和共存—人民戦線—議会主義に后退したことだけなのです。だがこの蜂起戦略—蜂起党は必然的に分解し、スターリン主義に転化するのです。トロツキズムはレーニン主義の教条化、修正化として、スターリン主義と双生児なのです。

共産主義思想の核心は、敢て誤解を恐れずに言えば、全世界の被抑圧人民（類）に対しての非利己的な、自己犠牲的な、又物質、自然、帝国主義、武器等に対する旺盛で能動的な戦闘精神にあること。いわば自己犠牲心と戦闘精神の統一にあること、その運動の方法が理論と実践の統一（言行の一致）、革命的ロマンチズムと革命的リアリズムの統一、等がその核心であること、言い換えれば共産主義は自らの生成すべき手段や道筋を（方法）決定すると同時に、逆にその手段や方法の中に内包され、内包的、外延的に発展してゆくということなのです。このような思想やMの方法は帝国主義を中心とする反革命勢力との極限的闘争つまり革命戦争の推進に不可欠であり、その方法と同一であり後者と結合して前者は人民革命軍の内部に、帝国主義の内部にあって「火花」から地上的な現実となり、意識的に隊内共産主義として育てあげられるならば、限りなく発展してゆく、そして、全社会の全ゆる面——生産・教育・文化・生活単位。

権力単位——や全世界に、国境や民族的障壁を越えて等しく三プロ  
ロックに燃え拡がり、生成してゆくことのような共産主義の実例  
は数限りなくあるが、ベトナム人民の数限りない崇高な犠牲の中  
に、或いは中国文化革命の大激動の中に又、永久に忘れられてはな  
らない不滅の金字塔たるチェ・ゲバラ達のポリビアでの闘いの中に  
あることを今は指摘するにとどめよう。

歴史は、遙かに早いペースでより高い次元での人間の解放、新し  
い共産主義的な型の人間の創出の可能性を呈示している。この点、  
前述したが、マルクス・レーニン主義の哲学は、より客観に對する  
主観の關係や、人間の自然や社會關係そのものへ能動性をより強調  
すべきなのです。このことは余りにも軽視されすぎている。そして、  
もう一度繰り返そう。人民は自らを解放軍に組織し、革命戦争を通  
して、共産主義革命（政治・社會・文化・世界）を現実の今に遂行  
してゆくのであって、軍事行動や軍隊と離れた、「党」や大衆機關  
（共同体）社會・文化革命の中に共産主義を見出すことが誤ちであ  
ることは言うまでもありません。共産主義や社會・文化革命・革命・  
世界性の問題は軍事に媒介され、交叉し合って、交互に相乗し合  
いつつ発展してゆくのです。このような、私の教訓の総括として、  
私自身の軍人化を決意しているのです。指導者が軍人になる事を抜  
きにした場合、これ等の核心的内容は全くの灰色となるでしょう。  
或る意味では、指導者が革命軍人になることを決意して行動し始め  
ることをもって、全てはあらためて開始され、全ての問題は古くさ  
い訓話学のオシャベリから解放され、新しい、生きた意義をもって  
提出しなおされるのです。

このような革命兵士の中に見出される革命思想、意識、未來の人

武装勢力、政治勢力を指導する共産主義軍人で構成される非合法の  
軍事組織である。第二に、フォウは自らが帝國主義に武装し不断に  
闘い、自立している事に於いて自らを共産主義の萌芽として規定し  
得、全プロレタリア人民の全世界への共産主義融媒たる役割を果た  
すこと即ち外延的に世界革命戦争を強化しつつ、内包的に世界的な  
社會・文化革命を強化・成長してゆく手段であり媒媒であり総じて  
全ての共産主義の母胎なのです。勿論我々はこの母胎の中の自  
覺的な規律にもとずく、指導と被指導や職能配置を認めなければな  
らない。機械的ではないにせよ、中央集権的な統合司令部に媒介さ  
れる統合關係を確認しなければならぬ。我々は、自己が革命軍人に  
再生することを曖昧にして党一般や「党の軍」建設等を強調する人  
々をその人がどんな人であれ、信じてはならない。これは共産主義  
を把える根本的立場の問題なのです。革命兵士の生殺与奪の権  
限を握ることが出来るような全能の集團が今の日本に在ると考える  
程傲慢で愚かな考えはないでしょう。

我々はこのような結論を、直接的には、69年6月危機、10年6月  
危機、路線転換論争を経つつ、獲得してゆき、同時に「連統的小峰  
起」大峰起「ゲリラ戦」遊撃戦「運動戦力」の「峰起路線」か、戦争  
路線「かの最終的決着をつけたのであった。私達は、過去のプチ  
ブル空論的なトロツキズムの残し（我々は、我々自身をレーニン主義  
として考えていたが）を、完全に別し、毛沢東思想、ベトナム労  
働党、北朝鮮人民とその党を、カストロ・チェ・ゲバラを、心から  
尊敬し、父とし、兄として、教師として、先行者として、見習おう  
としているのです。

毛沢東と中国共産党は、マルクス・レーニン主義を継承発展させ

間の片りん即ち、全世界の被抑圧人民の為に個人を犠牲にすること、  
立派に闘い死ぬことしか考えず、自己の革命への情熱が鈍ることを  
恐れる意識——を組織し、最高度に発揚させ持続させる中核的武装  
闘争の組織こそが野心的に追求されねばならないことは言うまでも  
ない。このような武装闘争の組織の中核たる、革命軍とその思想が、  
先進国においてもはつきり追求されてゆくべきです。この問題を一  
貫して主張し続けることは勇気のいることです。何故なら、まだま  
だ我々味方陣営の中には口先きでは革命戦争を確認しつつも、実際  
には日常不断の戦争生活に對決してゆくことに倣巡し、先進国の革  
命戦争の特殊性と一般性の關係を曖昧にし、先進国では「一瞬の峰  
起」とか「後進国の解放区」公然戦争は先進国では無理「だとかの  
主張を絡ませつつ、自分達の組織の性格規定、過去の古い半合法的  
な過渡的な党政治組織から、徹底した非合法の軍事組織への飛躍・  
改組に踏み切れない状況があり、この主張は主張自身の身をもって  
の戦争行動と軍人化をもって表現してゆくことのみで、ことの重要  
性と日和見主義をバクロし得るからです。種々なニューアンスはあ  
れ、これは「党」という言葉を用いることによって隠蔽されている  
のです。確かに「党」を否定するゲリラ主義者達の意見に無政府的  
「左」翼日和見的危険を見とれることも出来ないことはない。だが、  
物事の本筋から見れば我々は「党」主義者から急速に脱皮すること  
は主要な力をさかなければならぬこと、未設の問題としてゲリラ主  
義の随伴する自由分散、無規律、フォコ建設の努力の軽視、社會・  
文化革命、世界革命戦争との結合等に手がまわらず、それを合理化  
して切り捨てないしは軽視する傾向を克服する努力をすべきなので  
す。フォウは、現実の今に闘われている革命戦争の中核として、全

た、過渡期世界の革命創業者であり、毛沢東主義はとどまるところ  
を知らず、益々発展しつつある。最近の中国文化革命、これを親類  
關係に立つベトナム労働党に発揮された偉大な事態は、全く素晴し  
いことである。我々はフィデルや、チェ・ゲバラ達の闘いにも限り  
ない共感を感じる。彼等は毛沢東の息子・長男なのだと思はれて  
いる。私個人としては「チェが私の光りである」ことを公言して  
はばからないつもりです。毛沢東を父として、尊敬するならば、フ  
イデルやチェは、一足先に進んで鍛え抜かれたヤキ入りの兄貴達で  
す。それに、我々は全世界いたる所に我々と父と兄を同じくする兄  
弟達をもっている。米大陸のいたる所に、アラブの砂漠の中に、ア  
フリカのジャングルの中に、又西欧の都市の中に、スターリニズム  
の正政の下で、黙々と闘っている人々、アジアは我々の同僚達で満  
ちあふれている。我々は毎日、日々彼等とともに闘い、運命をとも  
にしていることを感じる。私達は、遠い世界の片すみで、真紅の旗  
が一つでも樹立てられた時に歓呼の声をあげ、名も知らない戦士が  
倒れたことを知った時、悲しみにうちひしがれ、憎悪の炎を燃えた  
たせる人間になりつつあるのです。だから、私達は容易に兄弟が誰  
であるかを、見極められるのです。私達は、帝國主義者と同じよう  
にスターリニストを憎む、そしてトロツキズムが今分解過程にある  
にせよ、トロツキー教条主義が、いつかはバリケードの向う側に立  
つことも、見てとることが十分出来るのです。私達をトロツキスト  
と考える人々は、自己の認識不足を知るべきです。

### ハ三V

さて、大まかな、私達の本公判に於ける真の勝利の原動力につい

ては、語ってきたつもりです。ここでは少し特殊な、二二三の問題に触れざるを得ない。

その第一は同盟や、私達被告に対する狂人じみた弾圧の問題です。検事、公安諸君、判事諸君、君達はやりたい放題のことをやっている。

被疑事実のない赤軍構成員の顔写真の配布、徹底尾行、任意同行、リンチ、家族への差別、友人、知人の自宅、職場の無制限な捜査、任意出頭の日常化、スパイ、盗聴、長期実刑攻勢、転向強制、或いはマスコミを通じ種々の分断工作、数限りない機関紙、通信物の徴集、我々に限らないならば、京浜安保共闘の盟友の虐殺。etc.、これが赤軍罪、破防法攻撃の実態です。こと我々被告に対してのそれについても、言っておかなければならない。

君達は、被告達を消耗させ、痛めつけるために、ありとあらゆる、したい放題のことをして来た。一年有余にナンナンとする接見禁止攻撃、マスコミと結託した「獄中転向」なるデマ攻勢、一年も前のカビ臭くなった件での政治的恫喝の爲の利用、拘留中の脱走容疑のデッチ上げによる警備隊の取調べ、そして担当官以外の、用もないのに様子をさぐりにやってくる公安とネンゴロな署員、etc.、あげれば全きりがない。

だが、我々はビクともせずここにいるではないか。同盟は君達との闘争の關係が激化すればする程、鍛えられていつてるではないか。

私の「獄中転向」なる、まことしやかなデマ攻勢は、確かに一時は効果があったかも知れない。聞くところによると、何も知らない私の父母まで利用したそうではないか。だが眞実は正義であり、正

いたのだから。騒ぎを大きくする事は、当時の状況にあっては、彼らの狙いだったのです。時の経過を利用して、徐々に汚名をそそぐ以外に道はなかったのです。私は屈辱の底で待ったのです。同志達の限らない信頼はそれを許したし、政治的意志一致の方が最優先されたのです。今は、私が全面反攻し、発言する番です。そうです。マスコミ諸君、幾らでも書けるなら書いてみる！

検事諸君、公安諸君、マスコミ諸君！

私は獄中転向しているのか、していないのか！ 当時私は獄中転向していたのか！ していなかったのか！

「前衛としての、わが革命家、わが革命家は人民に対する愛、最も神聖な目的に対する愛を理想としてそれを理想として、それを唯一不可分のものにしなければならぬ。彼等は普通の人間が、ささやかな日常の愛を示している場所へ、そんな愛をもって降りてくるわけにはゆかない。革命の指導者達には、片言をしゃべりはじめたばかりで、父親の名も言えない子供がいる。――だが革命以外の生活はない。そんな状態の中で、極端な教条主義、冷やかなスコラ哲学、大衆からの孤立に陥入らない為には、豊かな人間性、正義感、眞実を貫く精神を持たなければならぬ。……」これが、私の肉親に対する態度である。

妻は、同志として、事情が許すならばすぐにも、武装前衛の一員に加わるでしょう。息子は、いつか成長して、父親を誇りにして、兵士の道を歩むでしょう。私達は人民への愛と義務と、肉親の愛が、両立し得ないことをよくわきまえているのです。私達は、神聖な人民への愛に於てのみ、ひたすら生きるようと思念しているのです。

私の当時の一定の弱点については弁解しようとは思わない。如何

義は私の側にあった。私は、君達の、私の弁護を封じたままの、悪ラツな攻撃の道義性を問題にしない。戦争とは、そういう、手段を選ばぬ冷酷なものであることを、同志達や人民が理解してくれたなら、それでいいのです。だが、どちらに正義があるかだけは、今の場で最初的にはっきりさせておきたい。この問題は一応、昨年7・26公判の我々の反撃と、君達自身の敗北的総括としての破防法適用戦術への転換によって、君達自身によって終止符を打った。君達は私達を、第二の佐野・鍋山や、戦後の唐牛に仕立て上げ、革命のユダの醜態を夢想していたのかもしれない。たまたま、君達が同盟内部の路線転換をめぐる論争を聞きかじり、私が70年前蜂路線の路線転換を主張していることをかきとり、浅はかにも、私が右傾化し日和見主義に変質したと早合点したのだろう。

路線転換にもいろいろあるというものだ。私の主張していたのが、玉砕的革敗型の（小）蜂起が、政治的にも軍事的法則からしても誤っていること、日本社会主義革命戦争をゲリラ戦として展開すること、などまでは理解しなかったし、理解する必要もなかったのだ。しかも、私が、片こともまだしゃべることも出来ない息子の父親であることを知って、芝居に眞実味をつけ加えた。私が、子供思ひの、愛情深い父親であるイメージを創り上げた。

かくて「赤軍派の指導者、家族を思つて獄中転向」なる田舎芝居は仕立てあげられた。私は不当逮捕を隠蔽すべく「日本のレーニン」に仕立て上げられ、宣伝攻勢に隠されて逮捕され、今度は、革命家の生きる生命源に向け攻撃をかけられ、屈辱にさらされた。だがあの当時、多くのことを、何一つ状況がわからぬ時点で、不用意にシヤベルことを極力私は避けた。権力とマスコミはそれを待ち望んで

なる理由があろうとも、その程度がどんなものであれ、完黙の原則を守りきれなかったのですから。だが知って欲しい、この件の後の破防法に対してもその前の件についても私は完黙し抜いてきたし、私は鍛えられ、今まで以上に強くなってきていることを、その上で再度正義が、眞実が、どちらの側にあるのかをあらためて聞きたい。検事諸君！ 答を要求する。

更に、検事、判事諸君！ 悪ラツ極まる接見禁止がいつまで続くのか、理由をあげて説明して欲しい。君達は、私達のワツかばかりの残された政治活動の権利をハクダツする為に行っていることを隠す必要はないではないか！

肝に銘じておいて欲しいことは、盟友日共革命左派神奈川委の諸君や、我々にかけられてきたこの「超一級」の攻撃は、70年代の世界反革命戦争の主力としての日帝の、国際国内反革命戦争の先行的な攻撃でありまだまだ序の口にし過ぎないということです。彼等は、何千、何万の労働者、被抑圧人民を虐殺し、全アジア人民の解放への闘いを反革命抑圧侵略すべく再びアジアを血の海にかえようとしているのです。我々はこのことを片時も忘れてはならないのです。全面戦争の危機は、ただ革命中国を先頭とする世界革命戦争の団結と革命のみが、これを可逆化せしめ消滅しうるのです。戦争の危険は何一つ去っていないのです。それはベトナム人民を先頭とするアジア人民の血の犠牲の故におし止められているだけなのです。日本人民がなさなければならぬことは一人一人が犠牲を覚悟し、武器をもち闘いを開始することなのです。革命戦争の陣型を構築し、強化することなのです。

覚悟を打ち固めて欲しいのです。「計画的な武装蜂起」――その

前に攻撃という名称がつくつかないかも知れない。又、アジア侵略を内乱へ」とかでゴマかさないで欲しいのだ。内乱は始まっているのです。問題なのは隠された内乱を公然たる戦争に組織することが、問われているのです。

このような日本革命戦争の覚悟はまだ、日本のベトナムたる抑圧され、収奪され、恥かしめ続けられている沖縄人民や、極端な民族的差別にある在日アジア人民や、何の理由もなく土地と生活を奪われた農民達や、最下層の青年労働者達や、闘争の中で苦悩を通じ人民の真の姿を理解した、戦闘的な反戦労働者や学生層の中から生れつつはあるでしょう。だが、まだまだ不十分で、数限りない無数の火花がひらめいているに過ぎない。革命意識や思想はひらめいては消え、消えてはひらめく状況なのです。その意味で我々の端緒期の革命戦争は、敵の国際Ⅱ国内反革命戦争を引きずり出し促進することと重要な獲得目標にしなければならぬ。反革命政治がプロレタリア人民の生活領域にのしかかってゆくことを通じ、R・Wの陣営は、完成されてゆく基礎をもつのですから。我々は、敵の弾圧に反して、何れも同情を集めるようなかたちで対してはならない。断乎として対決し、その弾圧が革命を促進するであろうことを、誇り高く指摘し続けるでしょう。憎しみと憎しみに満ちた血で血を洗う闘争は、避けられてはならないのです。2000以来、中国、ベトナム、朝鮮人民等アジア大陸人民は苦悩の底にあった。彼等は帝国主義、資本主義、封建制、の三重の結合された敵に真正面から対決し、社会主義に向け、歴史の大道を地軸を揺がして、全ゆるものを犠牲に、突き進んだ。地上は鮮血でおおわれた。アヘン戦争以来、辛亥革命、5・4蜂起、第一次反帝土地革命戦争、抗日解放戦争、反帝

土地革命戦争、抗美援朝戦争としてあった中国人民の歴史はその典型である。その間約百年間、中国人民は戦争を日常生活とし、最後には中国共産党を生み出し彼等に引きいられ、自らの第一段階の解放を実現した。中国人民は中途で資本主義Ⅱ西洋的近代と妥協することを拒否し封建制から、新民主主義革命を経、社会主義革命へと直進したのであった。革命中国は、中・ソ論争、文化大革命を経、全世界のプロレタリア人民の希望の燈台となっている。ベトナム人民は、不合理極まる反革命抑圧に對して、今も闘っている。朝鮮人民もそうである。だが、大陸人民は、この苦悩にめげず、全世界の人民の苦悩を一身に背負って、敵と小利巧な妥協を拒否し、闘い、被抑圧民族とそこでの人民の力の偉大さを、ものの見事に示してきた。

これに對し日本は、反封建、ブル革命戦争たる討幕戦争を不徹底にしか闘わず、西洋的近代と妥協し、これを小器用に取り入れ軍事的・封建的な帝國主義へと道を拓き、その場しのぎの利己的な行動に明け暮れ結局、アジアの全同胞を侵略・抑圧し、自らも十五年戦争の中で何千・何百万の人民を殺した。そして、この誤ちを何一つ切開せず自己が何をなしたかも理解し得ず、革命を流産させ、往三りもなく、小手先の小利巧な、安易な二番煎じの殺戮の道を邁進している。だが、二度目の歴史は茶番になるのです。

米・日・欧帝等、資本主義成立以来二十世紀にかけ、殺戮、収奪、搾取をほしつづけた帝國主義人民は、自國Ⅱ世界の人民を打倒することに、負債を支払わなければならぬのです。何故なら、彼等も帝國主義に強制されたと言え、加担したことには間違いないのですから。その意味に於いて近代帝國主義人民は、第三世界の人

民の苦悩の底にあり彼等に連帯し、二十世紀の後半を主要に自分達がそれを引き受けることによってのみ、負債を支払えるところ同時に、

二十一世紀への資格をもち得るのです。二十世紀後半は、先進国人民が、苦悩の犠牲の一切を引き受ける番なのです。だが、進むべき未来は、はっきりしているのです。多くの人民や指導者の全ての犠牲の上に、輝かしくも旗はしっかりとたてられているのです。全世界に君臨しているかの如く振舞う米帝國とその頭目は全世界の人民から輕蔑され、ツバをはきかけられ外出する時は自國でも他國でも、デモと投石の渦に取りまかれ、反革命軍隊や警察の暴力団に守られてしか行動し得ない。防弾ガラス付きの執務室や、銃弾や爆弾に耐える新型装甲車の確保の問題は、大統領の最大の関心事になりつつある。米帝の忠実な同盟者、日帝の宰相佐藤は、小学校の子供達からさえ馬鹿にされ、ブルジョアマスコミの新聞記者達に連日皮肉られている。政治と政治家に対する人民の不満は、限りなくウッ積している。日本の労働者、人民を欺むきに欺むき、この百年間誤ちだらけの指導しかして来なかった帝國主義・反革命者達は人民を語る資格は全くない。彼等には消えてもらう以外にはないのです。再びくり返そう。進むべき未来も、なすべき方策も、明らかなのです。我々は二十一世紀に通ずる大道を今度こそ、全世界の被抑圧人民とともに、真正面から犠牲を恐れず、勇氣をもって小利巧な小手先だけの「政治」に惑わされず、正に堂々とおし渡ってゆかなければならないのです。それには負債があることを――それが七十年代、八十年代、否九十年代にも続くかもしれない、この革命戦争の中では、数万、数十万、数百万にも及ぶ、革命兵士と人民の血と命が捧げられなければならないという深刻きまわるものであれ――我々は

よくわきまえてあるつもりです。

犠牲が要求されているのです。アジア大陸人民や、キューバ人民は、この苦難を引き受け、突破し、今も苦闘していることでもって、二十一世紀へ通ずる新しい社会と新しい型の人間をすでに創出しつつあるではないか。彼等に学び、見習い、謝罪し、闘い、彼等の突き進んだ道を歩まねばならない。そして、いま一つ確認しよう。ベトナム人民に出来て我々に出来ないことはない苦難なのです。彼等も同じ人間なのですから。違っていることは、彼等が三十年代より四十年間も闘い続けて来た者積があり、我々が今から始めなければならぬということ、我々が彼等に対する負債を負っていることにあります。犠牲を覚悟しよう。しかも、突然、不意にやってくるそれではあれ、それは偶然にして必然な、無意識的なものではなく、自覺的な犠牲であることを覚悟しよう。このことに眼をつぶり、避けて通ろうとする人々は、革命を語る資格はない。かつて、日本人は、このような侵略に幾度か立ちつつも、いつも中途半端にとどまり、帝國主義者に加担せしめられていった。このようなことは再び繰り返されてはならない。

我々は、このような自覺的な犠牲の生活に身を置くのではない。このような非利己的にして戦闘的な行動を通じ、はじめて銃火の中をかくくぐる中で、二十一世紀の新しい型の革命的人間が創出され、成長してくるのです。それは、私達自身なのです。近代的個人主義、合理主義や復古的天皇制共同主義などが、全くの輕薄きわまりない時代遅れの思想であることは、完膚なきまでに証明されつつある。私達は二十一世紀にたどりつくことや、新しい型の人間をこの目で見たい。個人的希望にも執着してはならない。先覚者、先駆者と

いう言葉こそ、今、その言葉の真の内容を把みとり、復活させる必要があるので。

全世界の被抑圧人民の苦しみを、そして日本国内の最も抑圧された人民のそれを、やっと知ることが出来るようになった今、彼等とともにあり、現実の今、勝利か死か、の最後に至るまで、運命を分かち合わねばならぬ任務を感じとっている。又、赤軍兵士の共産主義的団結を、現に今感じとっている。我々は不滅である。

帝国主義、反革命の豚供よ、弾圧せよ、我々をいためつけよ！

我々はそれをのぞむ！

最後に、私の心である、チェとともにいつまでもあることを誓って、勝利か死か！

## 所信表明②

### 公判にあたっての所信と我々の任務

赤軍兵士 高原 浩之

公判の開始に当って所信を表明しておきたい。既に我が赤軍派の同志達が、そして盟友日本共産党革命左派の同志達がゲリラ戦争に突入している。この日本で革命戦争が始まっている。だから、我々のこの公判も革命と反革命の戦争の中に入り組み込まれている。我々は革命戦争の重要な一環として、革命戦争を支持し、宣伝し、それへ全人民を政治的に動員していく闘いとして、そして我々と傍聴者の一人一人が赤軍兵士に志願し、革命戦争へ参加していく決意を打ち固める闘いとしてこの公判闘争を闘うことを確認したい。私自身の決意を固めるために、第一次赤軍派の総括と第二次赤軍派の展望についての意見を述べたい。

第一次赤軍派を総括し、教訓を吸みとる中心問題は、革命戦争を如何に始めるべきか、だと思ふ。これを解決することこそが第二次赤軍派の展望だと思ふ。我々は大菩薩の敗北の前、六九年秋の安保法に際して、前段階峰起→世界革命戦争という路線をもち、この安保法の総括として、国際根拠地からの進攻と呼応した連続的峰起→世界革命戦争という路線を決定した。この路線は革命戦争の必要性を説き、全力を挙げて軍事闘争の実践と取りくむものとしては革命戦争であった。しかし、大きな政治闘争から峰起を環として、一挙に大きな革命戦争を実現しようとするこの速決戦の路線は、如何にして革命戦争を始めるべきか、という問題を解決できなかった。ここ

に第一次赤軍派の敗北の原因があった。だが、よど号の闘いが、そして今開かれていくゲリラ戦争が、この問題を解決した。ゲリラ戦争を環として、主体党の共産主義的・軍事的な改造と改組を重視しつつ、小さな革命戦争から大きな革命戦争への持続的発展を追求する持久戦の路線を獲得した。この路線のもとに、第二次赤軍派の展望がはっきりと勝ち取られた。ゲリラ戦争として始まった我々の革命戦争に対して、より一層の決意と確信を固めるために、我々が、第一は世界革命戦争の時代であり、第二に、世界革命戦争の対峙段階に位置し、第三に、日本革命戦争の防禦段階に位置し、第四に、沖縄決戦に直面していることを確認してゆきたい。

第一に、我々の時代は世界革命戦争の時代であり、人類史的・世界史的な不可避性をもって革命戦争が勝利する時代である。人類の歴史は階級闘争の歴史であり、古代には奴隷、中世には農奴、そして近代においてはプロレタリアートという社会の圧倒的多数を占める支配された階級が、社会の少数を占めるにすぎない奴隷所有者、封建地主、ブルジョアジーという支配階級に対して闘った歴史である。そして我々プロレタリアートの階級闘争は、この階級闘争の歴史である人類の歴史を終えさせ、階級の存在しない共産主義社会を出現させ、真実の人類史を実現する最後の階級闘争である。そして、我々は更に今やこの最後の階級闘争の最後の段階に突入したことを

達成できる。プロレタリアートの階級闘争の最初の段階を実現したのはマルクスである。プロレタリアートは労働組合に結集して経済戦争を闘い、資本主義の上で、ブルジョアジーの支配下で独自の階級として登場し、政治革命を準備した。次の段階では、レーニンの指導のもとにソヴィエトに結集し、政治闘争と蜂起を闘い、資本主義の上でブルジョアジーに代る政治的支配階級として登場し政治革命を実現した。そして今や、最後の段階に入っている。プロレタリアートは赤軍に結集し、軍事闘争と革命闘争を闘い、物質的生産手段を占有し、生産と分配を組織し、資本主義の死滅と共産主義社会の生長を闘い取り、政治革命・社会革命・文化革命を同時に実現しなくてはならない。毛沢東の指導の下に中国人民が、そしてホー・チ・ミンの指導の下にベトナム人民が、更に多くのアジア、アフリカ、ラテンアメリカの人民が革命戦争を実現している。世界革命戦争は大きく前進しており、我々の革命戦争も必ず勝利することをはっきりと確認したい。

第二に、我々は世界革命戦争の対峙段階に位置し、中国を大後方とし、ベトナム・インドシナを最前線としつつ、敵、帝国主義の大後方である日本で遊撃戦争を始めたことを確認したい。世界革命戦争の防禦段階とは、革命戦争が世界の農村に後進国で開始され、革命戦争派がスターリン主義の内部に登場した時代である。一九一七年のロシア革命の勝利こそ政治闘争と蜂起の時代の完成であり、軍事闘争と革命戦争の時代の始まりであった。しかし、国際反革命戦争とファシズムの現代帝国主義が登場し、一国社会主義論にもとづく平和共存と人民戦線のスターリン主義、現代の小ブル日和見主義が登場してこれに屈服し、政治闘争と蜂起による世界革命を目指し

日本革命戦争の国際主義的義務であり、必ずやこれを勝利的に貫徹し、世界革命戦争の攻勢段階、革命戦争が世界の都市に先進国で拡大し、自主独立派であった革命戦争派が、世界党、世界赤軍として単一に結合し、スターリン主義を解体していく時代を実現しなくてはならない。

第三に、我々は日本革命戦争の防禦段階に位置していることを確認し、ゲリラ戦争を開始し、革命戦争を闘う真の革命党、中央集権的な非法軍事組織を建設しなくてはならない。日本プロレタリアートは、かつて二度アジアの革命戦争に呼応して革命戦争を開始する国際主義的義務を問われ、いずれも敗北し、今や三度目である。戦前、一九三〇年前後に、日本共産党は中国革命戦争に呼応して革命戦争を開始することを問われた。しかし、政治闘争と蜂起にとどまり、軍事闘争と革命戦争の路線をとれず、かつ、党を全国政治新聞を軸とした政治組織から、ゲリラ戦争を軸とした軍事組織へ改組しえず敗北した。同じく日本共産党は、一九五〇年前後に、朝鮮革命戦争に呼応して軍事闘争を開始した。しかし、革命戦争の依拠する基礎を政治組織から軍事組織への改組に求めず、後進国革命戦争の勝利の根拠を、党と軍の団結に求めず、農村解放区という現象に求め、これを先進国に日本に教条的に適用して敗北し、変質した。今や三度目であり、勝利の根本条件は明白である。ゲリラ戦争を開始し、党を軍事組織に改組し、革命戦争を党が先頭で闘うことである。従って、軍事闘争と革命戦争の路線に反対し、政治闘争と蜂起、内乱の路線に反対し、政治闘争と蜂起、内乱の路線をとり、党建設の軸にゲリラ戦争をすえることに反対し、これに合法的な政治新聞の発刊を対置し、党が帝国主義との軍事的戦闘に直ちに、そ

たトロッキーがこの両者に敗北した。だから軍事闘争と革命戦争は、敵が強く味方の弱い世界の都市に先進国ではなく、敵が弱く味方の強い世界の農村に後進国でまず開始され、政治闘争と都市での蜂起を強要したスターリン主義に反対し、軍事闘争と農村での革命戦争を闘った中国、ベトナム、朝鮮の党が、まずスターリン主義の内部で革命戦争派として登場した。中国革命戦争の開始とその勝利、第一次ベトナム・インドシナ革命戦争と朝鮮革命戦争の、一七度線、三十八度線での米・ソ分割をもっての一時的終東、これが防禦段階である。

世界革命戦争の対峙段階とは、革命戦争が世界の農村に後進国で拡大し、世界の都市に先進国で開始され、革命戦争派がスターリン主義と訣別し、革命的な自主独立派として世界的に広範に形成される時代である。キューバ革命の勝利をもって冷戦から平和共存へ向った米・ソ分割体制が突破され、中・ソ論争をもって中国共産党が革命戦争派としてスターリン主義と訣別し、ベトナム・インドシナ革命戦争の勝利的前進、中国文化革命の勝利、この両者と朝鮮を結ぶ国際的な革命戦争の大包囲が実現し、アジアを中心に、パレスチナ・アラブ、アフリカ、キューバ・ラテン・アメリカと全ての後進国で自主独立の原則をもった革命戦争が發展している。そして、北アイルランド、バスク、ケベックにとどまらず、フランス、イタリア、アフリカ、そしてこの日本と世界の都市に先進国でも革命戦争が始まっている。我々は今や対峙段階に突入した。大後方の中国、最前線のベトナム・インドシナの攻勢に呼応し、敵の大後方であるこの日本でも遊撃戦争を開始し、發展させ、これを前線に転化しなくてはならない。これが我々の、

して勝利の日まで永続的に入ることを拒否し、これを蜂起と内乱の日まで、そして永久に引き延ばす日和見主義と待期主義を批判し、打倒しなくてはならない。それは、新左翼諸派であると共に、蜂起、速決戦の路線をとっていた当時の我々自身の傾向でもある。これを自己批判し、ゲリラ戦術に持久戦の路線の革命的意義を明確にしなければならぬのである。ゲリラ戦争を堅持し、軍事組織の非法党を建設すること、これが日本革命戦争の防禦段階での現在での任務である。そして、この上でのみ対峙段階、地域と生産点でプロレタリアート・人民の先進的な層を、この党の細胞に遊撃隊として全国的に無数に組織し、ファシズムと人民戦線に対抗していく段階、更に攻勢段階、プロレタリアート・人民の圧倒的多数を組織し、細胞に遊撃隊を正規軍に赤軍に高め全国的攻勢をなして臨時革命政府を樹立し、国際的攻勢をなして世界党に世界赤軍を建設していく段階へと進めるのである。

第四に、我々が沖縄決戦に直面していることである。七二年沖縄返還をめぐる攻防こそ、日本革命戦争の当面する決戦である。ブルジョアジーは沖縄を、ベトナム・インドシナから中国を経て朝鮮へ至るアジア革命戦争の進撃を阻止し、アメリカ帝国主義のアジアでの敗北と後退を支える前線基地に転化せんとし、七二年における自衛隊の派兵と天皇の訪問をもって、これを軍事的・政治的に実現せんとしている。プロレタリアートは沖縄を拡大し、勝利の進撃をなすアジア革命戦争と開始された日本革命戦争を結びつける拠点に転化し、日本革命戦争の定着と飛躍を勝ちとらなくてはならない。この沖縄決戦へ向けて、我々はまず、ゲリラ戦争を堅持し發展させなくてはならない。それをもって一方では、学生、青年労働者にとど

まらず、在日アジア人民、未解放の部落人民、都市下層プロレタリアート、農民という全く新たな階級と階層が革命戦争に結集するのを、他方では政治闘争と蜂起を追求する新左翼諸派が、軍事闘争と革命戦争へと分解するのを共に促進し、我々と日本共産党革命左派につづく第三、第四、第五……の革命戦争派がゲリラ軍を生み出し、これを革命戦争を闘う単一の革命党に中央集権的な非合法軍事組織へと統合していかなくてはならない。次に、この党の独自のゲリラ戦争と呼応して大衆闘争を発展させなくてはならない。沖縄と中国を中心とする軍事・外交問題をめぐって、そして基地・公害をめぐる地域闘争として政治闘争が高揚し全人民の、全ての階級と階層がますますこれに参加しつつあり、同時に、今春闘の中にも明らかにその萌芽が見られるように労働者階級の経済闘争も、ますます爆発へ向っている。我々はこれらの大衆闘争の中にも、革命戦線を通じて大胆に革命戦争の宣伝を持ち込み、革命戦争の支持と動員を勝ちとっていかなくてはならない。革命戦争を闘う党と、政治闘争と経済闘争を闘う大衆との、この二つの闘いを同時に発展させて、沖縄決戦で両者を結合し、日本革命戦争の最初の決戦での勝利を勝ちとらなくてはならない。

私は、以上の四点こそ、日本革命戦争を闘うにあたっての重要な確認点だと思う。同時に、この四点を確認することが、日本革命戦争への私の決意表明でもあります。私は赤軍兵士として志願し、革命戦争を闘う決意をうち固めるために、この公判闘争を闘い抜くことをここに、はっきりと表明します。

### 所信表明 ③

## 革命戦争の赤熱の炎で荒野を焼きつくせ

革命家を牢獄にぶち込んだことはできても、革命を牢獄にぶち込むことはできない

ゴビー。シール

今日、七月一日は、世界革命戦争の対峙段階を勝利的に前進し、世界プロレタリア人民の先頭に立って闘う、中国共産党の建設五十周年の日である。我が赤軍派は、毛沢東同志と中国共産党の闘いに学び、毛沢東同志、中国人民と連帯し、世界プロレタリア人民と固く結合して、世界革命戦争を闘い抜く決意であることを表明する。

裁判所は、この法廷での全ゆる審理を始める前に、次のことを解決しなければならぬ。それは、我々に対する「接見禁止決定」と「不当拘留」を解除することである。逮捕以来、今日に至る「接見禁止決定」が何ら法的根拠を持たず、ただただ検査官の我々に対する、ファッショ的、反革命的陰謀のみを根拠としたものである。

「接見禁止決定」は分離公判を応諾した者には、意図的に、極めて政治的に解除されており、我々に思想転向を強要し、我々の団結を分断せんとする卑劣な拷問であり、許すことのできない白色テロルである。

「接見禁止決定」は日・米闘争の革命的英雄性に戦慄し、日・米闘争の革命的成果の人民の闘いへの波及をなんとかして押し止め、

赤軍兵士 上原 敦男

武装革命勢力と人民の結合を分断しようとする政府ブルジョアジーの陰謀である。政治ブルジョアジーの革命戦争の拡大に対する極度の恐怖と危機感、我々を共謀犯人としてでっち上げ、牢獄に閉じ込めるだけでなく面会の禁止、文書、新聞の閲読の禁止、筆記の禁止、一切の通信の禁止と、我々の意志の伝達手段の全てを奪い去らねば安心できないのである。しかしながら、黒豹党のゴビー・シール同志がいう通り「革命家を牢獄にぶち込むことはできても、革命を牢獄にぶち込むことはできない。」のである。日・米闘争の成果は、多くの革命戦士達に正しく受け継がれ政府ブルジョアジー、検査官の姑息な陰謀をこっぴどくみじんにして、たくましく前進している。日本革命戦線は、赤軍中央軍と日共革命左派の諸君の武装闘争を基軸として、沖縄から三里塚から遠原の炎の如く拡大しているのである。我々に対する「接見禁止」などという姑息な手段が、人民の革命的団結の前には無力な代物であることは明白である。しかしながら、我々が、今弾劾しなければならぬのは、この検査官のブルジョア法さえも無視した姑息な陰謀に裁判所が接極的に加担してこれを支持し認めていることである。裁判所の「接見禁止決定」はこの公判が予断と偏見と悪意の中で開かれようとしていることの証であり、我々は裁判所に対する不信の念をはっきり表明する。裁判所の治安裁判所の態度を厳しく弾劾する。裁判所が憲法と法の良心にの

従うとか、公正なる裁判を表請するならば、裁判所は、我々に対し  
てこの一年以上の間、不当なる制限を加えて来たことを、謝罪し、  
自己批判して「接見禁止決定」を解除すべきである。同時に全く法  
的根拠がなく、政治的予防拘禁でしかない長期不当拘留を即時解除  
すべきである。裁判所は全ゆる審理の前にこのことを解決しなければ  
ならない。このことが裁判所が予断と偏見を排除するということ  
の内実である。

我々に対する「接見禁止決定」や「長期不当拘留」がそれであり、  
又、最高裁の一連の司法行政に明らかな、司法の反動化、治安裁判  
所化は、司法機関の行政機関への屈服と結託であり、人民に対する  
行政検察機関の不当弾圧を追認し、正当化することにより、裁判所  
の治安弾圧機関としての階級的立場を自己暴露するものである。も  
ともとブルジョア法廷は、ブルジョア社会秩序の維持を至上の任務  
とし、軍隊、警察と共に、人民に対する階級支配の暴力装置であ  
り、我々にとって粉砕の対象でこそあれ、何ら幻想を持つものでは  
ない。

赤軍兵士は革命戦争の実戦部隊であり饒舌の徒ではない。我々は  
行為者に要求される倫理が沈黙と決断であるということをも知って  
いる。現代は革命戦争の時代であり、革命をおしやべりや活字の羅  
列の中で表現することを拒否し、断固とした実践行動に着手するこ  
とが要求されるのであり、我々はブルジョア法廷のおしやべりを  
決して好むものではない。であるが故に、我々は現在の「被告」の  
立場を決して甘受するものではないし、自己の存在そのものを攻撃  
的武器に転換することが要求されるのである。我々は最前線の緊張  
感を維持し続けており、自己点検と自己総括の作業の中から我々の

闘いの教訓を正確に把握し、教訓の全てを伝え、それが最前線の闘  
いに実践化されることにより、我々は革命の現実性と結合するの  
であり、我々自身の戦線復帰へと実現されていくものと確信している。  
我々は予断と偏見と悪意の中で、こけおどして行われるブルジョア  
儀式・公判に関わり合う意志は毛頭ないのである。

帝国主義ブルジョアジーが、国家をして階級抑圧と暴力による支  
配を貫徹せんとする時に、人民が人間としての尊厳と、プロレタリ  
ア人民の共通の利益を防衛し、階級抑圧と暴力支配に対決し、武装  
することは正当な権利である。国家の暴力装置の発動―暴力による  
専制支配―反革命に対決し、人民が自ら武装し、革命戦争を闘うこ  
とは、全てプロレタリア人民の正当な権利である。革命戦争の先頭  
に立つて闘うことは人民の選良たる赤軍兵士の階級的任務である。

日・日闘争の九人の赤軍兵士は、この崇高な任務を敢然と立派に果  
したのであり、我々四人がそのことをもってして帝国主義ブルジョ  
アジーどもに強盗よばわりされる理由などどこにもないのである。

はつきりさせておかねばならないのは、裁かれるべきは帝国主義  
者であり、政府ブルジョアジー、検察官である。我々は今、この法  
廷で「人民裁判」を要求する程、酔狂ではない。世界革命戦争の断  
面とした前進は、裁く者と裁かれる者の転倒を生み出すのであり、  
歴史は日・日闘争の九人の赤軍兵士を人民の英雄として刻印し、我  
々の無罪を証明するであらう。

この法廷が予断と偏見と悪意に満ちた、階級的報復の場として設  
定されており、我々に対する強盗罪等が全くの造であることを、  
日・日闘争をめぐる政府ブルジョアジー、検察官の気違いじみた反  
革命的対応の過程の中から明らかにしておく必要がある。

日・日闘争の革命的成果とその衝撃力が、七十年安保・沖縄闘争  
の広範な人民のエネルギーと結合し、爆発することを何よりも恐怖  
した政府ブルジョアジーは、まず四月一日に予定された革命戦線全  
國政治集会を不許可とし、都内全域に白色テロル体制を敷くこと  
により、日・日闘争の四月、六月への波及と爆発を抑さえ込もうと  
した。同時に、スキヤンダラスなブルジョアマスコミを総動員して反  
革命キャンペーンを展開し、赤軍派に対する露骨なフレームアップ  
を行ったのである。なんと朝日新聞は「これが乗っ取り犯人だ！」  
と大見出しで、僕が羽田空港の国内線ゲートを通る所だという写真  
までも掲載していた。当時新聞を見てびっくりしていた僕は、一体  
誰であったのか、このこともいずればはつきりさせてもらおうと思っ  
ている。

日・日闘争は、政府の機動隊の暴力を背景として強引な安保自動  
延長―日帝の侵略反革命への帝国主義的国内再編に真向うから対決  
するものであり、広範な人民の中に武装闘争の今日的意義とプロレ  
タリア国際主義の内実を鮮明に指し示すことにより、政府ブルジョ  
アジーの権威を失墜させ、国内的・国際的危機を作り出したのであ  
る。このことが政府ブルジョアジーをして、政治警察・機動隊を総  
動員した白色テロル体制によって、日・日闘争と連帯しようとする  
人民の決起を封じ込めることと、実行行為者に替る共謀犯人をでっ  
ちあげ、フレームアップと厳罪措置により威厳を確保する必要に迫  
られたのである。

政府ブルジョアジーは又、日・日闘争の統発への極度の警戒と危  
機感を、共謀犯人をでっちあげることと、日・日条約の調印、日・  
日防止法の制定という煽喝によって回避しようとしたのである。日・

日闘争は国境を切り裂き、武装突破する、プロレタリア国際主義を  
内実とした国際ゲリラ闘争であり、日・米―韓反革命軍事体制（安  
保軍）を総動員しても阻止しえない画期的なものであり、日本人民  
は世界革命とプロレタリア国際主義の旗の下に、いつも自由に国境  
を越えるパスポートを手に入れたのである。このことは安保軍の崩  
壊を意味し、政府ブルジョアジーをして底なしの恐怖に陥し込める  
ことになったのである。危機感と恐怖におののく、政府ブルジョア  
ジーのファッショ的弾圧は、公安委員会―政治警察―検察機関―司  
法機関が階級的報復と、共謀犯人の捏造で意志統一し、政府主導の  
下で証拠の有無とは関係なく、赤軍派とその同調者に対する、無差  
別逮捕や駅頭での私服によるリンチ、無差別の家宅捜索として現出  
した。この政府ブルジョアジーの総力を上げた気違いじみた弾圧は、  
残念ながら一定程度、我々の闘争を困難ならしめた。にもかかわら  
ず、日・日闘争の成果は、革命戦士達に、正しく継承された。それ  
が日本人民にとって未踏の領域であったがゆえの試行錯誤を経つつ  
も、武装蜂起に修練するゲリラ戦争への決断を導き、日本軍隊戦争  
は確実に飛躍し前進したのである。要するに、日・日闘争の革命的  
衝撃力が反革命暴力の赤裸々な発動を引き出し、国家と法の権威を  
保たんとする政府ブルジョアジーの危機感と面子の問題が気違いじ  
みた弾圧として現出し、我々に対する強盗罪等を捏造したのである。

「革命は固く結束した、強力な反革命を作り出すことによって前  
進する。せなわち敵によってますます極端な防禦手段に訴えさせ、  
そうすることによって革命はますます強行な攻撃手段を作り出す」  
（レーニン）のであり、日本革命戦争の不屈の前進は、プロレタリ  
ア人民の勝利が不可避であることの証である。

我々に対する強盗罪等の捏造による逮捕、長期拘留、接見禁止が革命戦争の赤熱の炎の前に、全く無駄であることは今、徐々に証明されつつあり近い将来、全く無駄であるばかりか、政府ブルジョアジーの意図は、全くの逆効果を結果することがはっきりと証明されるであろう。H・J闘争は、日本階級闘争を世界革命戦争の主戦場へと牽引し、アジア人民の共通の敵である日・米・韓反革命軍事体制（安保軍）の実態を暴露し、これと対決し、武装突破することにより、日本プロレタリア人民の国際主義的任務を鮮明にした。我々の主要な敵は安保軍である。この国際反革命包囲軍を、アジア人民の革命戦争と呼び、結合して、内と外から逆包囲し、武装闘争でせん滅することが、日本人民の国際主義的任務である。日本赤軍はこの崇高な任務を、H・J闘争として貫徹することにより、世界赤軍としてこの内実を克ち取ったのである。H・J闘争は、政府ブルジョアジーの最後の頼みの綱である安保軍が、いかに近代兵器を装備しているようにとも、ゲリラ戦争の前には、なすすべもないことを露呈した。人民の創意と工夫による戦争IIゲリラ戦争は国際反革命軍を根絶・せん滅できるし、我々が自信と勇気を持って断固としてゲリラ戦争を闘うならば、人民の勝利は不可避であることを実証した。

現代のプロレタリア人民の主要な闘争形態は、武装闘争であり、ゲリラ戦争である。全ての人民は武器の使用に修熟しなければならぬ。武器の使用に修熟しようとしないうちは、ブルジョアジーの奴隷である。武装闘争Iゲリラ戦争に反対する者は反革命である。

H・J闘争は、百の綱領ではなく、一度の武装闘争によってIかつでの如く何百回も国際主義を叫ぶのではなく、一度の革命の実践

によってI世界プロレタリア人民と正しく結合したのである。H・J闘争は、日・米・韓反革命軍事体制を武装突破することにより、アジア人民と初めて実態的結合をもちとり、我々は軍事と国際根拠地を獲得したのである。国際根拠地の獲得は、日本人民にキューバ革命のグラマン号の希望を抱かせ、政府ブルジョアジーどもは、グラマン号の悪夢にうなされねばならないのである。我々は日本革命のグラマン号を準備しなければならぬ。我々はゲリラ戦争の勝利を武装蜂起として実現し、蜂起の炎の中で九人の赤軍兵士との革命的合流をもちとらねばならない。

毛沢東同志は、世界プロレタリア人民の任務を、「現代は、戦争が革命をひき起こすか、革命が戦争を押しとどめるかの時代である。しかし当面の世界の主な傾向は革命である。」と正しく指示した。ヴェトナム労働党Iインドシナ人民を主力軍とする世界革命戦争の戦略的前進、米帝の歴史的敗北と、戦略的後退という局面を現出させ、世界の階級情勢が革命戦争の時代であることを告げている。インドシナ戦線では、革命軍が米軍とカイライ軍を逆包囲し、せん滅する段階へと前進し、ニクソンの軍隊は戦意を失い、反戦兵士、人種問題、麻薬によって内部からも解体さたつあり、南ヴェトナム解放民族戦線は、「反戦兵士は射つな！」とプロレタリア国際主義に基づき正しい指示を出している。米帝本國に於けるヴェトナム機密文書の暴露は、インドシナ人民の敵Iニクソン帝國主義ブルジョアジーが、アメリカ人民にとっても共通の敵であることを改めてはつきりと暴き出したのである。ニクソン・ドクトリンは、米帝がインドシナ戦線で、すでに敗戦処理段階にあることを目白している。米帝國主義に、ついに死の苦悶の時代が訪れたのである。

中国は、文化大革命に勝利し、「ヴェトナム人民とインドシナ人民に学び、ヴェトナム人民の抗米救国闘争と社会主義建設を支援し、アメリカ帝國主義と日本軍國主義のアジア太平洋地域での侵略行為と対決し、朝鮮人民、日本人民、およびアジア人民の闘争を断乎支持する。」とその決意を明らかにし、世界革命戦争の武装根拠地へと前進している。

H・J闘争のその日、北朝鮮を訪問した、周恩来同志は、H・J闘争を支持し、九人の赤軍兵士を防衛することを表明している。又、金日成同志は、H・J闘争に対して、日本軍國主義の治安警察の役目を引き受けることをきっぱりと拒否した。朝鮮人民は、朴カイライ政権と日本軍國主義の侵略反革命との武装対決に備えている。H・J闘争を支持し、九人の赤軍兵士のバレスチナへの招待を表明した。PFLPは、アデン湾上で画期的海上ゲリラ戦を闘い、イスラエル・タンカーを砲撃した。アラブ連合のイスラエルへの妥協を拒否し、PFLPは、イスラエルとのいかなる妥協をも吹っ飛ばし、バレスチナ解放闘争を、最後まで闘い続ける決意を世界中に改めて示している。（読売新聞6/15朝刊）

今や、帝國主義ブルジョアジーの暴虐と強奪と闘う武装闘争の波は、北アメリカに於けるB・P・P、W・M、イッピーの闘い、仏のレッド・パンサー連、ラテン・アメリカではゲバラの息子達が、スペインで西ドイツで、インドでバキスタンで、アフリカで、新たな武装闘争の飛躍の機が熟していることを告げている。

とりわけて世界革命戦争の環は、日本での我々と北アメリカでのB・P・P達の武装闘争の開始であり、日米帝國主義心臓部での武装蜂起を組織することである。H・J闘争は、日・米安保軍と武装

対決し、それを突破することにより、闘うプロレタリア人民の大攻勢に呼応する烽火となり、世界革命戦争の勝利への日本人民の巨大な第一歩である。我々はH・J闘争が切り開いた地平を更に大胆に進撃しなければならぬ。革命戦争Iゲリラ戦争の前哨戦、端緒期では、敵権力は「ゲリラは芽のうちに摘みとれ！」ということ至上命令として大弾圧が展開されるのであり、革命主体は、武装闘争の端緒期には、不可避であるところの敵権力の圧倒的な包囲討伐を耐え抜き、武装闘争の持続性、連続性を獲得しゆかねばならない。攻防の緊張関係の中から不断に登場してくる「左」右の日和見主義を排して、党の強化と軍の精鋭化をもちとらなければならぬ。

赤軍中央軍の機動戦を軸に、合法、非合法の、政治的・軍事的反攻を組織し、まず小規模ではあれ着実にせん滅戦に勝利し、武装闘争の勝利を積み重ねることにより動揺する新左翼諸潮流や決断しきれない全共闘諸君を、革命戦争統一戦線に結集させ、武装蜂起を組織し、日本革命戦争は世界革命戦争の大攻勢へと合流しなければならぬ。同志諸君I蜂起I革命戦争の道を大胆に進撃せよ！

革命戦争の赤熱のつぼは、敵の存在を鮮明にするばかりか、我々の陣営においても、真に闘う者と、闘わない者の区別をはっきりさせ、我々の真の同志の存在を鮮明にするのである。武装闘争の進軍の中で我々は素晴らしい兄弟を得た。僕は日共革命左派の諸君と赤軍派の団結を心から喜んでいる。我々は彼らの英雄的遊撃戦争に数多くのことを学ばねばならない。我々のゲリラ戦争への決断は、12・18闘争に勇気づけられ、12・18闘争を直接的契機としたのである。僕は柴野同志の死を獄中で知り、敵権力に対する階級的憎悪を、層層激しく燃やしている。柴野同志を虐殺した敵権力に我々は全て、

復讐を誓わねばならない。我々は柴野同志の流した赤い血潮の中に報復の論理の根拠を見出すことができる。日共革命左派の兄弟達は、柴野同志の屍を乗り越えて、ついに銃を手にした。この闘争を我々は高く評価している。それは、日本人民が初めて公然と目的意識的に銃で武装したことである。革命戦争の内実をはっきりとつかんだことである。人民が武器としての銃を手にしたことは、敵のせん滅をはっきりと意識させるものである。この闘争は日本革命戦争を画期的地平へ引き上げ、革命主体と革命組織の団結の質を飛躍的に強化するものである。この闘争は、全世界人民の武装闘争と日本人民の武装闘争を一層固く結合させ、世界赤軍の内実を獲得するものである。我々は日共革命左派の兄弟達の偉大な闘いの教訓に学び、我々と経験を交換し、同志的相互批判を行い、共同行動を積み重ね、革命戦争の前進の中で団結を強化し、真紅の同志的連帯を一層深めるようしなければならぬ。日共革命左派の兄弟達、不滅の連帯を約束しよう！

同志諸君！革命戦争派に対する敵権力の卑劣な弾圧を断固として粉碎せよ。武装闘争と連帯し、武装闘争を支援する合法・非合法の大衆的支援網を市民社会の末端にまで組織しなければならぬ。武装闘争の影響力と波及力を組織し、敵権力への合法、非合法の反撃力を形成し、革命勢力の犠牲を最小限に止め、それを上回る、新しい革命戦士を送り出し、闘争の成果と教訓を蓄積して武装闘争の連続性、持続性を作り出していかねばならない。我が同盟議長に対する破防法の適用は、革命戦争派に対する組織破防法攻撃の実態である。我々は、武装闘争を基軸としつつ大衆的支援網の合法と非合法を駆使して、破防法を葬り去らねばならない。大衆的支援網は、

の時に備えていることを報告しておく。

赤軍兵士は、解放の戦士であり、世界革命戦争の先頭に立つて闘う前衛である。世界革命戦争は、地上から帝国主義ブルジョアジーの暴政を一掃する戦争である。世界革命戦争は、革命主体を解放し、全世界をプロレタリア人民に解放する戦争である。世界革命戦争は、現在を過去から解き放ち、階級史としての世界史を人類史・自然史として解放する人類の最後の戦争である。

プロレタリア人民は、世界革命戦争の鉄火の中で、国境を越え、民族を越えて、普遍的団結を獲得し、帝国主義ブルジョアジーを死滅させ、人民の解放された未来の建設へと向うのである。しかしながら世界革命戦争は長く苦しい過程を経なければならず、赤軍兵士は帝国主義ブルジョアジーへの階級的憎悪とプロレタリア人民への同胞愛で武装し、この試練に耐え抜かねばならない。赤軍兵士は、革命戦争の戦場に倒れることを誇りとし、犠牲を恐れず死を賭して、勝利の日まで闘い抜く決意をしている。

最後に日・日闘争を支持し、我々の公判を支援してくれる多くの人々に連帯の意を表明し、敵権力の卑劣な弾圧に抗して公判闘争を断固として勝利的に闘い抜く決意を明らかにします。全ての人々が、青年はもとより老人も子供達も、男も女も、全て赤軍兵士を志願し、世界プロレタリア人民の闘いに呼応して、日本革命戦争を共に闘われんことを呼びかけて僕の所信表明を終わります。

世界の武装革命勢力と正しく結合し、プロレタリア国際主義の旗の下、国際的的革命戦争支援網として組織されなければならない。

我々は、ここで「よど号」の乗客の皆さんに赤軍派の意志を伝えておきたい。我々は、乗客の皆さんが九人の赤軍兵士を支持し、日・日闘争に協力してくれたことを心から感謝している。日・日闘争の同志は、「ソウルからの闘争宣言」で乗客の皆さんの支持と協力に対する感謝の意と、闘争の長期化という不測の事態に対する乗客と家族の皆さんへの謝罪の意を伝えて来ている。ギリラ戦争は、いつの場合でも人民の支持と協力なくしては絶対に勝利することはできない。革命戦士の個々がいかに勇気に満ち、機動性と武器に対する知識を持っていたとしても、人民の支持と協力なくしては、水あつての魚であり、近代兵器を装備した反革命軍の包囲網を突破できるものではない。日・日闘争は、乗客の皆さんの支持と協力があったからこそ、日・米・韓反革命軍の執拗な追跡と包囲にねばり勝ちしえたのである。しかしながら日・米・韓反革命軍との攻防が持久戦を余儀なくされ、心ならずも乗客の皆さんに困難な状況を共有してもらわねばならなかったことについて赤軍派は率直に謝罪します。だが、その意は、我々が、日・日闘争の九人の赤軍兵士達と合流する闘い、日本革命戦争の貫徹を通じてのめ表明される。

同志諸君、七〇年世界革命戦争の熾烈な攻防は、日本革命戦争における革命主体に政治的、軍事的、転換と飛躍を要求した。そうした局面で僕が革命的警戒心をおろそかにし、政治警察との攻防に敗北し、捕虜となったことを、自己批判し、僕が革命的規律に今だプロレタリア的あいまいさを残していたことを厳しく自己批判と自己総括を媒介としつつ、獄中で理論的、肉体的鍛練を怠ることなく、再生

# 敵の反革命攻撃を全人民の総力を以って打ち破れ

赤軍兵士 川島 宏

今、我々四名に対する定号 H i g h l J a c k i n g 闘争裁判が開始されるに当り、簡単に所信表明を行いたいと思います。

(1) まずはじめに我々は本裁判所を通じて、一貫して被告団・弁護団・支援委員会・傍聴の方々、そして全日本、全世界のすべての闘う人民と共に我々の全存在、全力量を投入して、非妥協的に、忍耐強く、献身的に闘い抜き勝利する決意であることを確認したいと思います。

それは、これまでのいわゆる「裁判闘争」の如く「法廷を政治暴露と政治宣伝の場として利用する」という受動的防禦的闘争を意味するものではありません。確かに我々は、敵権力の虜囚として、全く不当にも長期拘留に付されており、有無をいわせぬ形で彼らの儀式Ⅱ祭典にこのようにして引き出されてきているのは事実であり、そのような自己のおかれていた状況、彼我の現在の力関係は何ら幻想をもつものではありません。しかし我々は敵権力の望むがままに諄々として葬り去られるようなことを認めはしない。あくまでも彼らの意図Ⅱ反革命陰謀とその反人民性を暴露し、告発し、その一つ一つを完膚なきまでに論理的・実証的の粉砕し、我々の歴史的無罪はもろろん、法律の無罪をもちとる決意であるし、かちとられねばなりません。何故なら今回ベトナム秘密文書の暴露に対するすべての帝国主義者の対応に見られる如く、真実が人民の前に明らか

にされるのを最も恐れ、ひたかくしにせんとするのは、常に帝国主義者であるからです。我々は進んで全人民の前に真実を明らかにすることによって、自らの正当性を断固として、主張することを何ら憚るものはないからです。

(2) 本裁判は日本武装闘争の開始を断固として意志表示した大菩薩闘争裁判、また同盟議長同志塩見に対する破防法裁判、あるいは、日本共産党(革命左派)の同志諸君による革命的武器奪取闘争裁判と共に、開始された日本武装闘争に対する先行的裁判として、勝利的に前進しつつある対峙段階の世界革命戦争の中であって、決して軽々な位置を占めるものではありません。

現実に、実体的に武装を背景とした革命と反革命の死闘の中にあつて、我々はこの法廷を自己の現在の闘いの場として、全人民の注目の場としなければなりません。何故なら敵権力は、あらゆる陰謀Ⅰ手段を駆使して彼らの反革命を貫徹せんとし、そのためにも本裁判が全人民の闘いの焦点となることを極度に恐れているからです。それは我々の現状を見るだけで明きらかです。

(3) 我々は何故に、不当にも逮捕され、長期拘留を強制され、接見等禁止による闘う人民との団結を遮断されているのか？

それは、六九年以後の階級戦線にあって唯一我々武装闘争派Ⅱ革命戦争派のみが真に闘う部分であり、我々革命戦争派の革命的英雄

的闘いが、敵権力の心臓部に鋭く突きささるものであり、権力に底知れぬ恐怖を与えているが故であります。敵権力は、革命戦争が、ひとたび人民の中に深い根をおろすならば、その根を断ち切ることは絶対に出来ないこと、それ革命戦争を芽のうちにつみとろうと全力を挙げているのです。そして帝国主義者は依然として強大であり、国際的に団結しており、革命戦争派に対する報復Ⅱ弾圧を強化しています。我々の現状は、そのような中において闘う人民に対する「見せしめ」としての重罪の適用Ⅰ長期拘留Ⅰ接見等禁止なのです。

一般的に言つて、最もすぐれた支配とは、被支配者が、支配されているとは思わずに、支配されていることであり、それは、被支配者が、自分から無意識のうちに、社会に見合うように生きていくことによって保証されるのですが、そのために支配者は「見せしめ」を用意する必要があります。そして支配される者は、それを見て、支配者の怒りにふれることを極度に恐れ、自己規制することによって、支配者の作業に積極的に参加するのです。つまりアナクロニステックな「独裁者」なしに北米、西独、仏、日本をはじめとする帝国主義国本国において、ファシズムは現在の完成されつつあります。そのような全社会的反革命的再編を背景に敵権力は、我々の革命戦争を重罪とし、弾圧を正当化することによって、全ての闘う人民に對する「見せしめ」とし、戦士の意気を喪させ、闘う人民から分断せんとしているのです。さらに言うならば、現在の権力の弾圧は、逮捕Ⅰ長期拘留Ⅰ実刑判決にとどまらず、一二・一八柴野同志虐殺に見られるように、革命戦士の肉体的抹殺を伴いつつ組織壊滅をその直接的目的としたものであり、警察Ⅰ検察Ⅰ司法の一体化による「非合法弾圧」の合法化Ⅰという局面に至っているのです。これが

武装闘争派Ⅱ革命戦争派、つまり赤軍派であるというこの中で、「有罪」であるという「赤軍罪」創設の実体であり、同盟議長同志塩見に対する「破防法」の適用、あるいは我々に対する「接見等禁止」はその端的なあらわれにすぎないのです。このような開始された武装闘争における全面的な革命と反革命の闘いの拡大深化を見ることなく、我々に対する破防法適用を我々の「壊滅」の「結果」とする、似而非「左翼」に対して我々は明確に覚えておかなければならぬ。すなわち戦線からの逃亡者には、我々は現時点にあっては「壊滅」同様に見えるやもしれぬ。しかしそれは、我々が正に革命的に闘い抜いている証左であり、我々が闘う人民と共にある限り、決して「壊滅」などはありません、必ずや不死鳥の如く甦るであろうと、人民の成長は、常に断続的に連続しているのである。

(4) ところで獄中とは、よく言われるように「革命の学校」などというふやけた存在ではありません。闘う人民にとって「革命の学校」とは、闘いの鉄火の中以外のどこにも存在しえないし、獄中とは、「革命の地獄」以外の何ものでもないのです。そのような中にある「接見等禁止」とは、我々を闘う人民から二重に分断するものです。何故ならそれは、革命戦士の社会的抹殺の場としての「監獄」の中におけるもう一段苛酷な「差別」なのです。ドブレに言われるまでもなく、革命戦士は、ペンと銃の両者を手にしてはじめて革命家Ⅱ赤軍兵士たりうるのです。である以上、極めて当然のことながら獄中Ⅱ虜囚であること自体、すでに革命戦士としては抹殺されているのですが、我々に課せられた「接見等禁止」とは、もう一段の鉄鎖、すなわち革命戦士としての存在の抹殺のみでなく、人間としての存在を抹殺するものだということです。というのは、「接見等

禁止」とは、正にあらゆる意味で我々を封殺するものですが、その中にあって最も「苛酷」な仕打ちは、我々から「ペン」を一年内外にわたって奪っていたということです。人間から「ペン」を奪うということがいかなることを意味するものであるか！ それは説明を要しないことと思います。

「人間の条件」の中で特殊工人の王が棍に対して言った言葉、  
「最後に私は棍さんに感謝いたします！ 紙と鉛筆を手にかけている限り私はどうやら人間であるらしい。けれども、もうすぐに紙がなくなります。それはつまり人間としての条件の限界を示していることとです。」

は、我々にとって正に現実であったのです。

我々は今獲得した「ペン」を武器とし、全ての人民の闘いと固く団結して、かかる攻撃を一つ一つ粉砕してゆかねばなりません。その闘いの一つが、今開始されんとしている本裁判であると思います。(5) 現在この法廷内におられる方々の誰一人として、我々があのうす汚い起訴事実のゆえに「長期拘留」を余儀なくされ、あまつさえ「接見等禁止」という屈辱的な虜囚生活を強いられて、権力の内庭たるこの法廷に引き出されてきている人はいないと思います。もしそのように考えている人がいるとするならば、それは良心のない人間、利益さえ手に入れば何でもする人間、決して満足することのない人間、強欲な詐欺師、殺人者、即ち真実の意味での「強盗」である帝国主義者ブルジョアジーか、あるいはその走狗以外の何ものでもありません。本質的には、裁かれねばならぬのは我々ではなく、この法廷において裁かれねばならぬ人間がいるとすれば、それはすべての人間の尊厳を、否！ 人間存在のすべてをふ

みにじる走狗なのです。我々はここに於てはっきりと確認しなければなりません。我々を裁きうるのは、唯一、歴史と人民のみであることを。しかし現実には、現在に開始されんとしているこの公判廷において、我々の最低限の極めて正当な主張は、表層的な事象のみでなく、その背後にある我々の存在総体が裁かれねばならないということとです。何故なら現象とは本質の顕在化であり、本質のあらわれでない現象は存在しえぬが故に、表層的現象のみをその本質から切りはなして「判定」することは、全く非科学的であるからです。このような意味のみに於ても、現在の司法権力の醜態な腐敗状況、すなわち帝国主義者の走狗として、単なる法技術屋として単純事務処理機関と化している状況を何ら恥じることのない傲岸な居直りは、厳しく糾弾されねばならないのです。

現在全人民の前に露呈された最高裁を頂点とする司法権力の反動性は、ここ数年の間に急激に形成されたものではなく、司法権力が本質的に内包する属性であって、それが六九年以後の東大闘争公判以後の白日の下に曝露され、顕現化したものに他ならないのです。司法権力内部に内在する本質的ファシズム性は、歴史的に見ても、戦前の天皇制ファシズム下における司法権力が、内在する矛盾を何ら切開することなく、自らの血に汚れた手を法衣でぬぐったまま、存続し続け、今日に至っていることからも明らかです。しかし、より本質的には、三権分立司法の独立という図式こそ、正にアナクロニズムそのものの「虚構」であり、それ自体が「幻想」であるのです。何故なら、彼らの—そして我々にも濃厚に残存している—思想的基盤こそ、現在、人類の解放をめざして闘うすべての人民によって断罪され、破砕・揚棄の対象とされている「近代」なのであり、

たとえ上部機構がいかに図式的に分離されているが、その基底は本質は、全く同一のものだからです。すなわち司法権力は、正に、「自発的に」何ら「制約」されることなく、自らの「内なる反動性」を露呈しているのです。だからこそ我々の闘いは敵権力の根底からの破砕を獲取しなければならぬのです。

(6) プロレタリア世界革命は、現在までに、その前史↓守勢↓対峙の各段階を経過し、中国共産党に指導された中国人民の闘い↓中国革命戦争によってその攻勢段階↓世界革命戦争の段階を切り拓かれ、朝鮮・ベトナム・キューバの人民による英雄的・革命的闘いによってプロレタリア世界革命の攻勢段階↓世界革命戦争の段階の戦略的守勢段階への飛躍を獲得し、現在その戦略的対峙から、戦略的攻勢への過渡期にあると思います。その主要なるメルクマールは、インドシナ・インド亜大陸・パレスチナ・アフリカ・ラテン・アメリカを覆う世界の広大な地域での大陸革命戦争の偉大な進撃を、北米、日本を中心とする帝国主義心臓部における武装闘争の開始です。すなわち、世界革命戦争の主力部隊としての中国・インドシナ三国の人民の偉大な闘い、地方部隊の中核としてのキューバ・ラテン・アメリカ、そしてパレスチナ・アフリカの人民のゲリラ戦争の展開、さらにゲリラ部隊としての帝国主義本國北米・日本の人民の武装闘争の開始による世界革命戦争を闘う人民の陣型↓世界党↓世界赤軍の原型です。

そして、世界革命戦争の戦略的攻勢の開始のメルクマールは、帝国主義国における本格的革命戦争↓内乱への突入です。プロレタリア世界革命の攻勢段階↓世界革命戦争の段階とは、プロレタリアーが、①資本主義の上で、ブルジョアジーの政治支配下で独自の階

級へ形成される守勢段階、②資本主義の上で、ブルジョアジーに代る政治的支配階級へ形成される対峙段階から、③物質的生産手段を占有し、生産と分配を組織化し、資本主義の死滅と共産主義の生成を実現する段階であり、それ故世界革命戦争とは、共産主義を実現する、階級支配の廃止のための戦争の消滅のための戦争↓世界史上最初にして最後の人民の戦争なのです。それ故プロレタリア世界革命の攻勢段階↓世界革命戦争の段階における闘いは、その守勢段階対峙段階における如く、単に経済闘争、政治闘争↓権力奪取に一面化されるのではなく、政治・経済・社会・文化革命の同一体的貫徹をめざす全戦線にわたる闘いを集約し総括する軍事闘争↓共産主義暴力の闘いとならざるを得ないのです。これこそが、現在の世界—日本における人民の闘いが、沖縄闘争↓人権闘争↓反軍闘争等をはじめとする全国政治闘争、あるいは反合理化↓反公害闘争等をはじめとする生産点↓生活点闘争にとどまらず、部落解放闘争↓女性解放運動等に見られるすべての抑圧↓差別を破砕する闘いや、我々一人一人の意識構造の総体的根底的変革を迫る思想・文化闘争として、その闘いを深化↓拡大し、発展させている世界史的根拠なのである。何故なら、プロレタリア世界革命の攻勢段階における闘いと勝利↓後史への飛躍は、単なる制度的変革によって創出しえず、主體的側面における変革こそ不可欠であり、我々の意識構造の深層に内在する近代ブルジョアイデオロギー、あるいはその亜流としてのスターリニズム的イデオロギーの根底的破砕・揚棄が、重要かつ必須であるからです。我々が、六八年一〇・二一闘争、より直接的には六九年四・二八闘争の敗北以後問われた飛躍とは、このようなプロレタリア世界革命の攻勢段階↓世界革命戦争の時代への飛躍で

あり、これらの全戦線におけるすべての闘いを総括しうる軍事Ⅱ體的暴力Ⅱ目的としての軍事の獲得であり、それまでの対峙段階の質をもった軍事Ⅱ直接的暴力Ⅱ手段機能としての軍事からの飛躍だったのです。このようなプロレタリア世界革命の攻勢段階における政治Ⅱ軍事路線こそが、我々の世界同時革命Ⅱ世界革命戦略、そして都市ゲリラ戦争Ⅱ攻撃型蜂起戦術であり、組織路線が、世界党Ⅱ世界赤軍Ⅱ世界革命戦線なのです。

(7) 世界革命戦争のアジア戦線Ⅱ日本革命戦線における武装闘争Ⅱ都市ゲリラ戦争は、まだ開始されたばかりであり、現在のには小さな火花にすぎません。しかし、たとえそれがどんなに小さい火花であろうとも、いったん開始された革命戦争は決して消滅することはありません。そして日本革命戦線における武装闘争は、その端緒期における「左」右の日和見主義を克服し、その過渡期Ⅱ混迷期を抜け出し、本格的武装闘争Ⅱ革命戦争の時代に突入せんとしています。情勢は日一日と、その矛盾を激化させ、エネルギーを著えつつ、異質な、新たな指導の登場を要求しているのです。まさに我々革命戦争派の更なる飛躍が問われているのです。そのような中において、日本共産党（革命左派）の同志達による、二・一七武器奪取闘争は、日本人民がはじめて自らの権力を打ちたたてた記念すべき闘いなのです。これこそ真の二重権力であり、それは日一日とその重さを増しているのです。我々は、たとえ獄中であろうが、このような闘いの質を自らの闘いに持ち込まねばならないと思っています。すなわち現時点における人民の論理、能動的攻撃型革命論に徹し、人民の創意性を如何なく発揮することによって、敵権力を我々の土俵Ⅱそれは「法廷」のみにとどまらないものですⅡに引き込み、闘いの

主動性を確保し、全ての闘う人民の全戦線にわたる革命的英雄的雄的闘いと固く団結して闘うことです。

たとえ帝国主義者が、我々に対して「有罪」を宣言し、我々を闘う人民から遮断するために「監獄」に閉じこめようとも、人民の闘いは決して消え去りはしない。否！この地球上に帝国主義の悲劇が存在する限り、全人類の解放Ⅱ自由の王国への闘いの勝利に向けて、全世界の人民が武器をとり、次々と我々の戦線に加わるであろう。最後にゲバラの言葉を全員で確認して結びにしたいと思います。

「二つ三つ、そして数多くのベトナムが地球上に現れ、それぞれベトナムが、死と数限りない悲劇をほらみながらも、日々英雄的に闘い、帝国主義に繰り返し痛撃を与え、全世界人民の激しい憎悪を浴びせかけ、帝国主義の軍事力を世界の各地に分散させるならば、未来は明るく近い！また敵に与える打撃をさらに有効かつ確実にするため我々が団結し、現に戦場で戦っている人民に、より強力に支援を送るならば、真に偉大な我々の時代が近づくのだ！」

世界地図の上のまったく小さい一点においてすすんで任務を果し、いかに小さなものであろうと我々が提供できるもの、すなわちわれわれの生命、われわれの犠牲を、闘いを捧げるならばその戦いの中でいつの日か、われわれは未だ解決されざるわれわれの土地の上で自らの血にまみれて最後の息をひきとることになるかもしれない。その時われわれは人にとり告げるのだ。われわれは自らの行動の限界を知っており、自分はプロレタリアートの大軍隊の一員以上の何ものでもないと考えている。だがわれわれはキューバ革命とその偉大な最高指導者から学んだこと、キューバ史が生んだ偉大な言葉Ⅱ

『人類の運命が危機にある時には、一個人や、一国民の危険や犠牲が何であろうかⅡ』を誇りにしていると。

われわれの行動のすべては、帝国主義に対する闘いの叫びであり、人類の最大の敵、北アメリカ合衆国に対する全人民の団結を訴える叫びなのだ。たとえどんな場所で死がわれわれを襲おうとも、われわれの闘いの叫びが誰かの耳にとどき、誰かの手が倒れたわれわれの武器を手にとり、誰かが前進して機関銃の連続する斉射音の中で葬送の歌を口ずさみ、新たな戦いの勝利の雄叫びをあげるならば、それ以上何を望むことがあろう。

チ・エ

二つ、三つ、……数多くのベトナムをつくれ、これが合言葉だ！

《治安弾圧監視レポートNo.2》

傍聴制限に対する弁護人の申込書

淀号事件弁護団

申入書

被告人 塩見孝也  
他三名

右の者等に対する強盗致傷等被告事形の第一、二回公判に際し、貴下が傍聴希望者に対してとられた措置は別紙の理由により極めて不当と考えますので、再び右のような措置に出られることなきようここに申入れ致します。

昭和四六年九月九日

弁護人 保坂紀久雄  
近藤勝  
川端和治

東京地方裁判所刑事第五部裁判長裁判官  
東京地方裁判所長 殿

第一、当日朝地裁玄関前に出された掲示（同文なので七月一日のもののみを次に掲げる）。

券が配布された。

券の配布を受けた約五〇名の傍聴希望者は、通常七階まで運転しているエレベーターを五階で降され、七階まで階段を登らされた。七階では、踊り場と廊下を仕切る鉄製防火シャッターが一人一人やっと通れる巾を残して閉められていて、廊下には約一〇名の地裁警備員と二名の婦人警官がおり、通り抜けようとした傍聴希望者を押し戻した。

そして、地裁の石原警備課長は傍聴希望者に対し、身体検査と所持品の検査を受けない限りここを通さない。一旦入延したら開廷中トイレに出た者も再入延を認めない旨申し渡した。傍聴希望者は、「掲示は所持品検査となっていないのに何故身体検査をするのか。誰が指示したのか。身体検査は令状が必要な筈だ。令状を見せろ。トイレに出たら傍聴の権利を失うというのでは人権無視だ。何故今回に限ってこのような制限をするのか。このような制限は裁判公開の原則に反する」等口々に抗議したが、警備員は「従わないならば一步も通さない。傍聴する気がないのなら退去しろ。裁判長は傍聴人がいなくても開廷すると言っている」と、述べて退去させる態勢を示したため、傍聴希望者は止むなく警備員の指示により一人一人廊下に入った。

廊下では男性の傍聴希望者に対しては地裁警備員が一人に対し二、三人で服の上から身体捜索し、女性の傍聴希望者に対しては婦人警官二名が同様に身体捜索し、ハンドバッグを取り上げて中味をさぐった。

傍聴希望者の中には検査を拒絶したために通ることを妨げ

七〇三号法廷傍聴についての法意

昭和四六年七月一日午後一時開廷の被告人塩見孝也外三名に対する強盗致傷等被告事件

「手荷物（かばん、手さげ袋、但し女性のハンドバッグを除く）およびかさ類を法廷内に持ち込むことを禁止する。右のような荷物類を持っている人は傍聴券の配布とひきかえにこれを預けて下さい。預けることを拒絶する人に対しては傍聴券を配布することはできません。」

なお現金、その他貴重品は各自身につけておいて下さい。

二、傍聴人に対しては入廷の際に法廷入口において所持品の検査を行ないます。休廷中の再入廷についても同様です。

なお、開廷中の傍聴人の再入廷は禁止します。

昭和四六年七月一日

東京地方裁判所刑事第五部裁判長裁判官  
東京地方裁判所長

第三事案関係

一、七月一日

当日は機動隊が地裁周辺をパトロールし、私服警官二〇数名が一階ロビーや玄関前広場に付むという異常な警戒体制がとられていた。

午前十一時一〇分頃、前掲の掲示がなされ、午後一時傍聴

られ、結局傍聴できなかった者も出た。

二、七月二日

一日と同様の警戒体制が敷かれ、同文の掲示がなされ、午後一時一〇分頃から同様に七階の踊り場で五四名の傍聴希望者と裁判所警備員の押問答が起きた。様子を見に行った弁護人も警備員に排除される始末であった。

一時三〇分頃、刑事第五部裁判長が退去命令を出したのと同時に、まず警備員が踊り場から階段にかけて集まっている傍聴希望者を階下に押し戻しはじめ、次に機動隊が警備員にかわって押しはじめた。その排除の仕方は極めて乱暴で小突いたり、突きとばしたりしたため、また照明が暗く足場の悪い階段に数十名の人がいいたために現場は大混乱となり、傍聴希望者が数名負傷するに終わった。

結局機動隊によって傍聴希望者が庁舎外にまで押出されたしまったため、この日の公判はなすことなく開廷された。

第三、掲示の内容についての疑問

一、掲示の第一項中「手荷物（かばん、手さげ袋等、但し女性のハンドバッグを除く）およびかさ類の法廷内持込み禁止」の部分は何なる法的根拠に基づいているのであるのか。

二、刑事第五部裁判長は、当日の公判廷で根拠は裁判所傍聴規則であると説明されている。

裁判所傍聴規則第一条第二号は、法廷内への持込みを禁止できる物として「危険物その他法廷において所持するのを相当でないと料する物」と規定しているが、かばん、手

さげ袋・かさは「危険物」でも「法廷において所持するのを相当でない物」でもないことは明白である。従って、それらの物の法廷内持込みを禁じた処分の法的根拠を裁判所傍聴規則に求めることはできない。もし、あくまで同規則が根拠であると主張するのならば、それらの物が「危険物」であり「法廷において所持するのを相当でない物」と考える理由を明らかにしなければならぬ。

2. また、仮に裁判所傍聴規則が根拠足り得るとしても、裁判長が持込み禁止の処置をとることができるのは「法廷における秩序を維持するため必要があると認めるとき」のみである。

本件については第一回公判からこの処置がとられたのであるが、刑事五部の裁判長は一体如何なる事実からその必要ありと考えたのか。

3. 規則の明文上、危険物等の持込み禁止の処置ができるのは裁判長のみで、地裁の所長にはその権限がない。にも拘らず連名で揭示しているのは何故か。

二、揭示の第二項前段の「法廷入口における所持品検査」について

1. 前項同様裁判所傍聴規則第一条第二号を法的根拠とするものと思われるが、この措置も「裁判長が法廷における秩序を維持するため必要があると認めるとき」のみとれるものである。刑事五部の裁判長は一体如何なる事実からその必要ありと考えたのか。

2. 規則の明文上、所持品検査ができるのは裁判長のみで地裁

所長にはその権限がないにも拘らず連名で揭示しているのは何故か。

三、揭示の第二項後段の「開廷中の傍聴人の再入廷は禁止する」について

1. これについては如何なる法的根拠もないと考える。開廷中、用便に立ったら傍聴の権利を失うというのは、憲法の定める公開の原則を無視すること甚だしい。

2. 裁判長、地裁所長ともに右を命じ得る法的根拠を明らかにする必要がある。

第四、揭示に基づき実際に傍聴希望者に対してとられた措置及び公判についての疑問

一、裁判所によって令状なき搜索が行われたこと

1. 刑事訴訟法第一〇二条第二項第一〇六条は、裁判所が公開廷外で被告人以外の者の身体、物を搜索するには押収すべき物の存在を認めるに足る状況のある場合に限り、搜索令状を得たりえで搜索できると定めている。「身体」とは被服を含み、「物」とは被告人以外の者の現実に支配する財布、鞄等であるといわれている。(コンメンタール、法律実務講座第二巻)

ところが、七月一日に傍聴希望者に対してとられた措置は強制処分たる搜索に他ならないのに拘らず、同法の規定を潜脱して、令状なしで行われている。この点について刑事五部の裁判長は「刑法の搜索は捜査のための強制処分であるが、今回の措置には捜査の目的はなく、検査が嫌なら

ば帰ればよいのだから強制処分でもない」と述べておられた。しかし、目的の如何に拘らず検査を受ける者からすれば、それは国家権力による身体財産の自由に対する侵害であることに変わりはない。また、傍聴希望者はどうしてもこの公判を傍聴したくて来ている。そのため一日の休暇をとった人も多数いたと思われるし、何時間も行列した後七階まで上ってきたのである。

そういう人達に対し、傍聴したければ検査を受ける、検査を受けなければ退去しろというのはやはり検査の強制というべきである。

従って、裁判所が傍聴希望者に対して身体を被服の上から搜索し、所持品を検査することは「搜索」であるから、刑事訴訟法第一〇二条第二項、第一〇六条を準用して令状を得てするならともかく、令状なしには実施できない筈である。

三次に、仮に令状なしで実施できるものとしても、

1. 被服の検査は第一項に掲げた揭示の範囲外である。揭示の第二項には「所持品の検査をする」とあるだけで「被服の検査をする」とは書いてない。前者に後者も含まれるというのには常識的ではないし、揭示の根拠といわれる裁判所傍聴規則第一条第二号は「傍聴人の被服又は所持品を検査させ」と規定し、「被服」と「所持品」を明確に書き分けている。よって、揭示の所持品検査をする」という記載が被服まで含んでいるというのではない。すると当日傍聴希望者に対してなされた被服の検査は地裁所長、刑事五

部裁判長の命令の範囲を越えた警備員の独断で行われたことになる。

2. また、規則第二号により、被服、所持品の検査に当るのは裁判所職員と定められている。当日は婦人警官も被服、所持品の検査をしていたので、警官がこれに当たれる根拠を明らかにする必要がある。

三、休廷がとられなかったこと

七月一日の公判では人定質問と被告人四名各自が所信表明を行って、午後四時半頃開廷した。その間弁護人の休廷要請にも拘らず、裁判長は「一旦休廷すると傍聴人を傍聴席から出さなければならぬ。そうすると再入廷の際にもう一度被服、所持品の検査をせねばならず、それが面倒なので休廷はしない」と述べて、結局三時間半の間休廷なしで審理を続行した。そのため法廷関係者の疲弊甚しく、これは裁判所の職員臨時措置法、裁判所職員に関する臨時措置規則人事院規則一五一一(職員の勤務時間等の規程)第八条に照らしても問題のあるところである。

違法な被服、所持品検査を強行し固執する結果、次々と無理が起きてくるのである。

## 第五結 論

今回傍聴希望者に対してとられた措置は、よど号事件の被告人四名に対してなされた前代未聞の起訴後一年余に及ぶ接見等禁止と同様の「過剰警備」であり、裁判所の本件公判に対する姿勢に多大の疑問を感じさせるものである。

一方、憲法上の「政治犯の裁判公開」並びに「人身の自由」を踏みにじるものであり、容認できぬ違法があると考え。本件公判は、昨年四月一日の赤軍派によるよど号乗取り事件につき赤軍派の幹部といわれる塩見孝也外三名が共謀共同正犯、幇助犯として起訴されたものである。この事件については、捜査段階からその捜査の方法について異常なものがあつた、地裁刑事第一四部もまた、起訴後一年数カ月も接見禁止決定を解除しないという異常な態度に出たため、被告人等の人権が侵害されてきた特殊な事件である。

辯護人も被告人も受訴裁判所ではこのようなこともあるまいと考へ、また刑事五部裁判長も起訴後接見禁止が異常なものであることを認めていた。

ところが、いざ公判が開始されると、この前代未聞の異常な被服、所持品の検査である。(赤軍派の公判を傍聴に来る者は皆怪しい者に見えるのであろうか)

これでは本件公判について裁判所がどのように考えているのかと、危惧せざるを得ない。裁判所に対する信頼の問題である。また、近時所謂学生事件の公判がその法廷のある階全体を物理的な意味で密室とし、一方屈強な警備員、機動隊を用いて傍聴人を排除するという形態で進められることが多い。そのうえ、今回のように刑法違反の疑い濃い屈辱的な被服所持品の検査を受けなければ傍聴させない。一旦入廷したら傍聴の権利を放棄するのでなければ退廷もできないという措置が加われば、それは傍聴の権利、政治犯公開の原則を侵害する一層の密室裁判化といわねばなるまい。

よって辯護団は再びこのような措置をとられることなきよここに申入れるものである。

## △公判資料△ No. 2

### 求釈明事項書

被告人 塩見孝也

外三名

右の者等に対する強盗致傷等被告人の起訴状記載事実につき、検察官に対し別紙の事項のとおり釈明を求められたい。

昭和四十六年七月 日

弁護人 保保 坂 紀久雄

同 近 藤 勝

同 西 垣 内 堅

同 川 端 和 治

東京地方裁判所第五刑事部 御中

### 第一 (四名共通記載事実)

1 一頁一行目「被告人は共産主義者同盟赤軍派に属するものであるが」

イ 「共産主義者同盟」とは何か。団体であるなら、その構成、人数、目的、主張を明らかにせよ。

ロ 「赤軍派」とは何か。団体であるなら、その構成、人数、目的、主張を明らかにせよ。

ハ 「共産主義者同盟」と「赤軍派」の関係如何。

### 第二 (四名共通記載事実)

1 一頁五行目「旅客三五一便旅客機」

イ 右の所有者は誰か。

2 一頁六行目「同社代表取締役社長松尾静磨管理」

イ 「管理」とあるが、具体的にどのような行為をするのか。

3 一頁七行目「前記田宮、小西ら九名において……」

イ 「九名」の氏名を明らかにせよ。

4 一頁九行目「抜身の日本刀を振りかざし、短刀を……」

イ 日本刀、短刀の各本数を明らかにせよ。

ロ 日本刀、短刀の外観、形状、大きさを明らかにせよ。

5 一頁一〇行目「あるいは、拳銃様のものを撃し」

イ 行為の主体は誰か、氏名で特定せよ。

ニ 「被告人は共産主義者同盟赤軍派に属するものであるが」を記載したのは如何なる趣旨か。三行目以下の記載と如何なる関係に立つのか。

2 一頁一〇二行目「……十数名と共謀のうえ」

イ 「十数名」の氏名を明らかにせよ。

ロ 「共謀」の日時を明らかにせよ。

ハ 「共謀」の場所を明らかにせよ。

ニ 「共謀」の内容を具体的に明らかにせよ。

ホ 「共謀」に参加した者の氏名を明らかにせよ。

- ロ 「拳銃様のもの」とは具体的にどのようなものか。  
ハ 個数は幾つか。
- 6 二頁二、三行目「同室内の機長石田真二、副操縦士江崎一、航空機関士相原利夫」  
イ 機長とは何か、副操縦士とは何か、航空機関士とは何か。  
ロ 右三者の職務権限及びその法的機軸を明らかにせよ。
- 7 二頁九行目「所携の手製爆弾で」  
イ 田宮、小西ら九名が手製爆弾を所携していたという趣旨か。  
ロ 「手製爆弾」なるものの形状、本数を明らかにせよ。
- 8 二頁一二、一三行目「右田宮、小西らの命ずるままに航行するのやむなきに至らしめて前記旅客機を強取し」  
イ 「航行」とはどのような概念か。  
ロ 「強取」とはどのような概念か。
- 9 三頁四行目「日本国外に移送する目的」  
イ 「日本国外」の定義如何、又、具体的にはどの地域を指すのか。  
ロ 「移送」とは具体的にどのような意味か。
- 10 三頁五、六行目「これを自己らの実力支配化において略取し」  
イ 「これを」とは何を指すか。  
ロ 「略取」とはどのような意味か。
- 11 三頁一〇行目「前同様の暴行脅迫」  
イ 何を指すのか。
- 12 三頁一二、一三行目「同日午前九時ころ、同機を福岡市所在、福岡空港に燃料補給のため着陸させ」  
イ 着陸された主体は誰か。

- 13 四頁二、三行目「同日午後二時ころ、その他の乗務員、乗客計一〇六名を乗せたまま同空港から同機を朝鮮に向け」  
イ 一〇六名  
ロ 「朝鮮」とは何か。
- 14 四頁四、五行目「(4)同日午後三時一五分ころ大韓民国ソウル特別市 外金浦空港に着陸させ」  
イ 着陸させたのは誰か。
- 15 四頁八、九行目「(6)同日午後六時すぎころ、前記石田機長ほか二名の乗務員らを乗せたまま同空港から同機を北朝鮮に向け飛行させ」  
イ 「北朝鮮」とは何か。  
ロ 「石田局長ほか二名」の二名の氏名を明らかにせよ。
- 16 四頁一一、一二行目「同機を北朝鮮ビョンヤン 外美林飛行場に着陸させ」  
イ 美林飛行場の位置を明らかにせよ。

### 第三 (上原の起訴状)

- 1 六頁四、五行目「同年三月上旬ころ、前記塩見および小西の依頼に応じ」  
イ 「三月上旬ころ」とは具体的に何日時を特定されたし。  
ロ 「依頼」の内容及び依頼の行われた日時、爆所を明らかにされたし。
- 2 六頁五行目「右犯行に使用する日本刀等の調達方を」  
イ 「日本刀等」の「等」とは何か。
- 3 六頁六行目「同年三月十六日ころ」  
イ 「ころ」とは何時か日時を特定せよ。

- 4 六頁七行目「右足立より日本刀九本、短刀四本を」  
イ ここにいう日本刀、短刀は公訴事実第一に記載されている日本刀、短刀と同一のものか。
- 5 六頁八行目「川島宏を介し前記小西らに引渡し」  
イ 「川島宏を介し」の「介し」とはどういう意味か。  
ロ 「小西ら」とは小西のほか何名で、その氏名は何か。  
ハ 「引渡し」の日時、場所を明らかにせよ。
- 6 六頁八、九行目「さらに同月一三日ころ、前記塩見の依頼に応じ、ほか一名とともに」  
イ 「同月一三日ころ」何時か日時を特定せよ。  
ロ 「依頼」の日時、場所、内容を明らかにせよ。  
ハ 「ほか一名」の氏名を明らかにせよ。
- 7 六頁九、一〇行目「全日本空輸株式会社定期旅客機(ボーイング七二七型)を利用して」  
イ 何便或は何時何分発か明らかにせよ。  
ロ 何故「ボーイング七二七型」と分るのか。
- 8 六頁一〇、一一行目「東京国際空港から千歳空港まで往復し、機内の状況等を調査して」  
イ 「往復」とあるが、復路の利用便は何か、機種は何か。  
ロ 「機内の状況等を調査して」とは具体的にどのような行為か。
- 9 六頁一一、一二行目「その結果を翌一四日ころ同都文京区駒込三丁目三番一十九号喫茶店「ルノアール」等において前記塩見、田宮らに報告し」  
イ 「翌一四日ころ」とは何時か日時を特定せよ。  
ロ 「ルノアール等」の「等」とは何か。

### 第四 (川島の起訴状)

- 1 六頁四、五行目「同年三月上旬ころ、前記高原および小西らの依頼に応じ」  
イ 「三月上旬ころ」とは具体的に何日か明らかにせよ。  
ロ 「高原、小西ら」とあるが、高原、小西以外の者の氏名を明らかにせよ。  
ハ 高原の依頼が行われた日時、場所を明らかにせよ。
- 2 六頁五、六行目「足立邊一に対し右犯行に使用する日本刀等の調達方を申し入れ」  
イ 「日本刀等」の「等」とは何か。  
ロ 「申し入れ」の日時、場所を明らかにせよ。
- 3 六頁七、八行目「右足立より日本刀九本、短刀四本を代金三〇万円で購入したうえ」  
イ ここにいう日本刀九本、短刀四本が公訴事実第一記載の日本刀、短刀と同一なものか。

4 六頁八〇行目「同月一九日ころおよび二二日ころの二回にわたり、同都中央区京橋二丁目一三番地京橋区民会館等においてこれを前記小西らに引渡し」

イ 「同月一九日ころおよび二二日ころ」とあるが、具体的に特定されたし。

ロ 「京橋区民会館等」とあるが「等」とは何か、場所を特定されたし。

ハ 「小西ら」とあるが、他の者の氏名を明らかにせよ。

ニ 「一九日ころ何処で誰に引渡したのか、二二日ころ何処で誰に引渡したのか。」

5 六頁一〇〇行目「さらに同月二三日ころ、右小西の依頼に応じ」

イ 「同月二三日ころ」とあるが具体的に特定されたし。

ロ 「小西の依頼」の日時、場所、内容を明らかにせよ。

6 六頁一二行目「偽名を用い、日本航空株式会社の東京・福岡間三月二六日第三五一便航空券三枚を」

イ 「偽名」とあるが、どのような名を用いたのか。

ロ 「三月二六日第三五一便航空券」と公訴事実第一の關係如何。

7 六頁一四行目「日本交通公社本社において前同様の航空券二枚」

イ この際も偽名を用いたのか、用いたのならその名を明らかにせよ。

以上

## △特別寄稿▽

### 人民の手で赤色救援会を復讐せよ

もつがる社事務局

全世界に革命戦争の嵐が巻き起っている。戦争を消滅するための最後の戦争が。……ベトナムで、アラブで、ラテン、アメリカで。

ここ日本に於ても、人民の軍隊が世界革命戦争の兵士達に呼応し、革命戦争が開始された。一五八八年、豊臣秀吉による人民の武装解除以来、常に国家の強権的支配の下に縛りつけられ、全ての反攻が惨めったらしい程に負けることに馴されて来た人民が、自らの手に武器を握り、最後の戦争を開始したのである。

私達はこの革命戦争の芽を大切に育て、全世界プロレタリアートの解放、全人民の人間の解放へと結実させねばならない。しかし、この赤い、最後の戦争の開始を最も恐れる者がいる。数百年余も人民を武装解除し、人民を欲しいままに抑圧し、収奪してきた者達である。これらの輩は自ら際限のない欲望を満たす為に、ありとあらゆる手段を用いて、武装せる人民を抹殺せんとしているのである。

私達は知っている。一九六四年十・八羽田闘争がそうであった様に、全ての先駆者がそうであった様に、歴史の最先端を斬って突き進まんとする者が社会総体の異端者として闇から闇へと葬り去られてきたことを。それ故、私達は世界人民兄弟達の限らない愛情にめぐまれ烽火を黒い摩手から守り抜かねばならない。これらの事業は、旧来の救援活動の様に、「戦闘弾圧」救援」「闘争主体」「救援主体」という様な二元論的形態ではなく、革命戦争の革命主

体として形成される人民の結合形態（戦闘陣型）として形成されていくものである。

六〇年代の各種救援会運動の形成をみると、一〇・八羽田闘争の直後、多くの誹謗中傷の中にあつたその「暴徒」に対し積極的にも消極的にも、そして物理的にも精神的にもその連帯を表明せんとした、水戸敬氏を始めとした文化人市民等による「声明文」及び「羽田一〇・八救援会」であつた。明らかにこの趣旨こそ、この意識性こそ、その後の全ゆる救援運動に波及した一筋の赤い血である。こうして、その意識性を獲得することで出発した救援運動は、六九年東大闘争を筆頭とした全共闘運動の昂揚とそれへの大弾圧を経る過程で、「武三救援会」等に見られた如く、「地域救援会運動」としてのその場所性、組織形態を獲得し、肉付けしていったのである。要約するなら六九年三月「救援連絡センター」として体系化された各救援運動とは、「羽田一〇・八救援会」の意識性をその血とし、東大闘争以降の各地域救援会運動の場所性、組織形態をその肉としつつ、発展してきたのであつた。

確かに、日本階級闘争の新たな幕明けたる六〇年代の大衆的実力闘争の時代に於ては「如何なる弾圧も全人民への弾圧として……思想信条、政治見解を越えて……」（傍点は筆者、救援センター趣意書）なる理念は一程程度の有効性を持ち得ていた。しかしながら

階級闘争の発展（革命戦争の開始）に伴ないその救済運動もその理念を真に発展させるためには旧来の形態を止揚していかなければならないのである。結論的に言うならば、救済運動とは、日々寸時、名実ともに敵と武装対峙し戦闘する前線（人民の軍隊）と人民との関係の問題としてあり、且つそれを包括するところの人民内部の団結の在り方、及びその矛盾の止揚の在り方の問題である。

換言するなら、救済運動とは、その形式に於いて結果性（戦闘・弾圧）を媒介として出発すること。卑俗に云うなら、運動論的性格としては二次戦線形式を呈すること。それ故この一面に於いては、前線での矛盾がその悪しき自然成長性を媒介としながら直接的にも間接的にも人民内部の矛盾として作用すること。一方、救済運動とは、その内実の在りて、そうした結果性（戦闘・弾圧）を規定せしめた攻防関係（権力・人民）の更なる飛躍に向けたものとしてあること。理念像に非ず、真に実在像としてある人民内部の団結の在り方、及びその矛盾を、他のどの戦線よりも最も具体的に、最も全体的に、そして最も生々しいものとして表現すること。そうした形式と内実の問題として、救済運動とはその運動論としての全体性を有するのである。

今日的に言うならば世界革命戦争の時代に於ては、中国、インドシナ、ラテン・アメリカの私達の兄弟達が、その血と汗の教訓の中から「戦闘・工作・生産」という全ての生活、戦闘領域での組織・運動として高次の人民内部の結合の在り方として物質化しつつあることを見なければならぬ。私達はそうした彼らの試行とその成果の中から、多くのことを自ら自身のものとして血肉化しなければならぬ。私達はそうした視点の下に、昨今までの「戦闘・弾圧・救済」、「救済・被救済」、そして「党派救済・救済連絡センター」

地域救済会」等の自然成長性を越えるべき新たな内容を、新たな団結の質を、「人民の軍隊・人民」そして「革命戦争兵士・人民」の新たな陣型として物質化せんとするものである。私達はその作業を、私達の基本的任務である「武装闘争、及びその兵士の断乎たる防衛」の過程に於いて、具体化し実践していくものである。

この間の本格的な武装闘争の胎動は、旧来の頭でっかちな「統一戦線論」を色あせたものとし、又そこでの党派関係に見られたそのつばぜり合い的性格を、その陣取り合戦的性格を払拭し、新たな大同団結の方向を提示した。私達は、武装闘争、及びその兵士を断乎として防衛することの中で、その大同団結の方向に呼応し、その新たな団結の質を、旧来の「党・人民」の関係に見られた動脈硬化症状への活性剤として、「人民の軍隊・人民」「革命戦争兵士・人民」のものへと発展拡大してゆかなければならぬ。そうした「武装闘争・救済」の主要二領域に於いてこそ、そしてそこでの大同団結でこそ、人民内部の矛盾を正しく止揚し、より高次の人民内部の団結の在り方を実現し得るのである。

六〇年代後半での初步的武装から本格的武装に移行せんとする人民の武装化への、量的、資的拡大に対して、新たな階級闘争の発達への妨害としての国家権力の喝喝は、人民と革命軍（人民の軍隊）との分裂工作としてあり、それは現在の武装勢力に対する未曾有の弾圧・白色テロ、尾行、拉致としてまず現われ、遂には政治権力の全ゆる手段を以てしての人民への喝喝である。それ故、私達の最大の任務は武装闘争の支持、支援及び兵士の防衛であり、革命戦争への人民の定着化であり、国家権力と人民との革命戦争への戦略的高地の争奪戦なのである。つまり、白色暴力と赤色暴力との人民

への、市民社会深部への政治的、社会的、経済的、思想的オルグ合

戦なのである。現下に於ては革命闘争に於ける人民戦争兵士・人民の陣型の兵隊線（海）の確立・革命兵士（魚）の救済・支援として人民の救済組織・赤色救済会の位置がある。

再建されるべき赤色救済会は、一九二八年「解放運動犠牲者救済会」を前身としてコミンテルンの指導下に組織された旧日本赤色救済会の正統なる後継組織としてある。私達の当面の主要な任務は、七〇年階級闘争を切り拓いてきた革命戦争兵士兄弟達の獄中政治活動の保障及び非合法活動家への支援、世界革命戦争の支持、支援活動の人民への定着化にある。

大々、基地爆破、上赤塚、よど号H・J、真岡銃器徴発、連続資金徴発、六月爆破、三里塚等武装闘争時代を切り拓いた勇敢な兄弟達の支持、支援を通して革命兵士と人民の陣型を構築せんとするものである。そして現在人民の手によって、よど号H・J裁判支援委、塩見破防法支援委、柴野遺殺弾劾支援委、真岡武器奪取公判支援委等が形成され始めており、ファシズム的に強化されている弾圧の実態を全人民の前に暴露し、弾圧に抗して獄中内外の革命兵士の防衛、世界革命戦争を闘い抜いている兄弟達との真の連帯を克ち取るものである。

最後に、各戦線で闘う全ての兄弟たちへ。とりわけ、戦前・戦後の激動期に耐え抜き、今なお不屈の活動を展開している各地域救済会の兄弟たちへ。そして大学を追われ、果てなく流民として明け暮れる無名の戦士たちへ。

私達は人民の軍隊、及びその兵士を支持し、支援するための、人民による人民の救済会・赤色救済会である。

私達は、人民の戦争・人民の軍隊を支持し支援せんとする全ての

人々に対し、解放されるであろう。

私達は、ここに自らを革命戦争の一翼として、誇りを持って公然と自己規定し、宣言するものである。

革命戦争兵士と人民の更なる団結を、

白色テロ粉砕！

軍事裁判化粉砕！

監獄法撤廃！

もつる出版物取扱店

東京 漢索舎、アヴァン書房、こまば書店、吉祥寺ウニタ

ウニタ書舗、内山書店

神奈川 ルビコン書房

名古屋 名古屋ウニタ

仙台 八重州書房、救済書房

大阪 大阪ウニタ、會根崎書房、西日本書店

京都 ふたば書房、京都書院、三月書房、ナカニシ屋

京大出版会

641. 4935

# よど号HI-JACK裁判支援委員会

## 連絡先

---

モップル社 東京都新宿区新宿2-17 TEL (352) 5876

自立社 東京都文京区本郷5-5-8 バレス本郷302 TEL (812) 1443

東大都市工闘争委 TEL (812) 2111 内線7221

1.507